

平成17年第2回由利本荘市議会定例会(9月)会議録

平成17年9月6日(火曜日)

議事日程第2号

平成17年9月6日(火曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	115番	高橋	昭	議員
	123番	土田	長夫	議員
	89番	佐藤	勇	議員
	52番	池田	千紗子	議員
	76番	長沼	久利	議員
	114番	藤原	友一	議員
	14番	高橋	和子	議員
	18番	渡部	功	議員
	6番	小松	幸夫	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(121人)

1番	佐藤	實	2番	新田	豊治	3番	三浦	秀雄
4番	小杉	良一	5番	遠藤	忠平	6番	小松	幸夫
7番	成田	正雄	8番	佐藤	佐一	9番	今野	洋一
10番	堀	友子	11番	本間	明	12番	佐藤	十内
13番	柏倉	孝雄	14番	高橋	和子	15番	工藤	兼雄
17番	佐々木	紘一	18番	渡部	功	19番	大場	良太郎
20番	小松	義嗣	21番	小松	久徳	23番	佐々木	富春
24番	佐々木	隆一	25番	佐藤	千秋	26番	工藤	実
27番	石川	久	28番	茂木	一夫	29番	東海林	錦一
30番	佐藤	弘志	31番	佐々木	慶治	32番	阿部	薫
33番	齋藤	作圓	34番	三浦	彦一	35番	阿部	弘章
36番	生駒	重孝	37番	佐藤	孝	38番	今野	晃治
39番	佐藤	譲司	40番	畑山	作喜	41番	井島	市太郎
42番	三浦	一男	43番	川上	幸一	44番	渡部	馨
45番	三浦	晃	46番	土田	与七郎	47番	三浦	憲夫
48番	武田	吉二	49番	佐藤	賢一	50番	渡会	利男
51番	吉田	登美子	52番	池田	千紗子	53番	石井	綾夫
54番	佐々木	長円	55番	高橋	東悦	56番	村上	亨
57番	小松	勘一郎	59番	齊藤	貞雄	60番	伊藤	文治

6 1 番	東海林	鋼太郎	6 2 番	佐藤	耕秀	6 3 番	前川	侂
6 4 番	藤田	克之	6 5 番	三浦	功	6 6 番	阿部	一雄
6 7 番	若林	徹	6 8 番	鈴木	昇	6 9 番	伊藤	周一
7 0 番	伊藤	静治	7 1 番	田中	昭子	7 2 番	戸田	久一
7 3 番	佐々木	勝二	7 4 番	齋藤	豊明	7 5 番	小松	義正
7 6 番	長沼	久利	7 7 番	今野	義親	7 8 番	加藤	富男
7 9 番	三浦	勉	8 0 番	加藤	進	8 1 番	伊藤	順男
8 2 番	佐藤	拓夫	8 3 番	佐藤	宗雄	8 4 番	佐藤	清
8 5 番	吉尾	憲一	8 6 番	今野	修	8 7 番	田口	長美
8 8 番	正木	正	8 9 番	佐藤	勇	9 0 番	今野	英元
9 1 番	佐々木	信行	9 2 番	渡辺	正史	9 3 番	正木	一男
9 5 番	茂木	成	9 6 番	小松	敏博	9 7 番	伊藤	健二
9 8 番	大場	重夫	9 9 番	斉藤	好三	1 0 0 番	加川	一男
1 0 1 番	高橋	賢一	1 0 3 番	村上	文男	1 0 4 番	菅野	芳男
1 0 5 番	真坂	孝衛	1 0 6 番	小林	隆	1 0 7 番	鈴木	貞一
1 0 8 番	佐々木	文勝	1 0 9 番	佐藤	孝義	1 1 0 番	加藤	勝栄
1 1 1 番	梶原	直	1 1 2 番	佐藤	豊	1 1 3 番	佐藤	栄吉
1 1 4 番	藤原	友一	1 1 5 番	高橋	昭	1 1 6 番	三森	安幸
1 1 7 番	畠山	作四郎	1 1 8 番	東海林	鎌	1 1 9 番	佐藤	嘉孝
1 2 1 番	堀内	和夫	1 2 2 番	塚田	達嗣	1 2 3 番	土田	長夫
1 2 4 番	鈴木	和夫	1 2 5 番	熊田	眞弓	1 2 6 番	高橋	信雄
1 2 7 番	齋藤	栄一						

欠席議員（6人）

1 6 番	村上	寿康	2 2 番	小松	賢	5 8 番	齊藤	信
9 4 番	小野	健	1 0 2 番	山崎	貞美	1 2 0 番	田口	良一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市	長	柳田	弘	助	役	鷹照	賢隆										
助	役	村上	隆司	監査	委員	相原	定幸										
教	育	長	佐々田	亨三	企業	管理者	佐々木	秀綱									
総	務	部	長	佐々木	永吉	企画	調整	部長	猿田	正好							
市	民	環	境	部	長	松山	祖隆	福祉	保健	部長	豊島	一郎					
農	林	水	産	部	長	小松	秀穂	商工	観光	部長	藤原	秀一					
建	設	部	長	佐々木	孝一	国体	事務局	長	多田	厚							
行	政	改	革	推	進	本	部	事	務	局	長	齋藤	隆一				
矢	島	總	合	支	所	長	植村	清一	岩城	總	合	支	所	長	渡部	專一	
由	利	總	合	支	所	長	木内	芳一	大内	總	合	支	所	長	堀川	喜久雄	
東	由	利	總	合	支	所	長	畠山	基保	西目	總	合	支	所	長	鷹嶋	恵一

鳥海総合支所長	佐藤善昭	出納局長	小松茂樹
消防長	福岡憲一	選挙管理委員会事務局長	齋藤悟
監査委員事務局長	佐々木泰輔	農業委員会事務局長	上山正義
教育次長	中村晴二	ガス水道局長	工藤秋雄
総務部政策監	高橋勉	副消防長	佐藤文男
総務部次長兼 総務課長兼 職員課長	中嶋豪	総務部次長兼財政課長	小松浩
企画調整部次長兼 企画調整課長	渡部聖一		

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	石郷岡孝
書記	遠藤正人	書記	阿部徹

午前10時00分 開 議

議長（齋藤栄一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

58番齋藤信君、94番小野健君、16番村上寿康君、102番山崎貞美君、120番田口良一君、22番小松賢君より欠席の届け出があります。

出席議員は121名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（齋藤栄一君） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

議長（齋藤栄一君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に115番高橋昭君の発言を許します。115番高橋昭君。

【115番（高橋昭君）登壇】

115番（高橋昭君） おはようございます。

通告に従いまして、6項目についてご質問いたします。

初めに公共工事の入札、契約の適正化促進について、2つのことについてお伺いいたします。

1つ目は、公共工事の発注見通し、入札結果等の公表についてであります。

日本道路公団をめぐる談合事件、市道工事からむ談合情報など公共事業にまつわる話題は後を絶ちません。

平成13年4月から、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共事業の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る目的で「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されています。毎年

度の発注見直し、入札・契約にかかわる情報の公表が義務づけられました。

由利本荘市においても、建設工事等入札・契約制度に関する要綱を定めて公表しております。同要綱第46条に発注見直し、第47条に入札結果・契約内容等の公表が定められております。公表の方法は、いずれの場合も総務部入札課においての閲覧台での閲覧のため、出向かなければ目にはできません。旧由利町では「広報ゆり」、あるいはホームページ等でも公表されておりました。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令にもインターネット利用の閲覧方法も可としています。由利本荘市の要綱は入札・契約の過程、内容の情報公開が著しく低下しております。

開かれた市政、公正で透明な市政確立を目指す方針に相反するものであります。公表方法を見直す考えがないか、お伺いいたします。

2つ目は、公共工事の入札についてです。

7月29日付の新聞に西目地域の市道工事で談合情報の記事がありました。8月2日付の新聞では、「談合の事実は確認されなかった」との調査結果が発表されています。今後の公共工事の入札についてお尋ねいたします。

今回の市道改良工事の予定価格に対する落札率はいくらか。また、予定価格が示されていますが、今後も示していくのか。

旧西目町の工事实績をもとに8業者による指名競争入札が実施されたようですが、今後の指名競争入札も旧市・町の工事实績をもとに指名競争入札が行われるものか。

発注工事内容を事前に公表し、受注を希望する業者で有資格名簿に登載されたものを指名する受注希望型指名競争入札を採用する自治体もあります。取り入れる考えはないか、お伺いいたします。

続きまして、歳入歳出予算書の調製についてお伺いいたします。

新市まちづくり計画第5章の基本施策では、開かれた行政の推進のために行政の透明性の確保、住民に対する説明責任の明確化、行政情報の積極的な公開とあります。予算は住民にとって大きな関心事であります。

歳入歳出予算の款項及び目節の区分は、由利本荘市財務規則第12条に定められております。同条では、「歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度の歳入歳出予算及び当該予算の事項別明細書の定めるところによる。」「歳出予算の節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。」とあります。この条文は、旧由利町財務規則と同じです。

しかし、調製された新市予算書の説明欄は大きく異なっています。旧由利町においては、同施行規則別記の定めに従い、11節需用費を例にすれば、説明欄に消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等があり、それぞれに金額の記載があり、その合計額が節の金額でした。使途の明確化、使途別の前年度比較が容易にできるなど、住民に情報公開された予算書と考えておりました。それと同時に、地方自治法施行令第144条に従い、一般会計当初説明書、主要事業の予算説明書が提出されておりました。

しかし、新市の予算書の説明欄は事業別の合計額の記載になっております。予算は、住民のためのものであります。その財源は、住民の税金で賄われております。住民に市

の予算を理解し、納得していただく、ときには助言をいただくことも大切かと考えます。そのためには、でき得る限りわかりやすい様式にする必要があります。地方自治法施行規則第15条に定める別記の様式にする考えはないか、お伺いいたします。

3つ目は、行政改革の具体的な取り組みについてであります。

「市民が合併してよかったと感じられる行政運営を行うためには、行政改革を力強く進めてまいる必要があります」。これは6月定例会で示された市長の施政方針であります。新市まちづくり計画では、「職員の意識改革を図り、市民のニーズに的確に対応した行政サービスの向上に努める」「電子自治体の構築」「常に行政需要を把握し、行政改革・機構改革に取り組み、行政運営の効率化を図る」としております。

ご質問いたします。

行政改革推進本部の具体的な取り組みと進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、環境管理システム国際規格「ISO14001」の認証取得、あるいは環境自治体会議へ参加し、職員の意識改革を促す考えがないか、お伺いいたします。

4つ目は、生活保護費についてお伺いいたします。

生活保護費、これまでの私たちの予算書では見ることのなかった項目です。生活保護の実施機関は、町部の場合は県が、市の場合は市で福祉事務所を設置して被保護世帯に対応してきたからであります。保護費は国が4分の3、地方自治体が4分の1となっており、由利本荘市の場合、国庫が約8億400万円、一般財源が約2億4,100万円、合計約10億4,500万円です。

昭和26年からの全国統計では、被保護人員は平成7年の88万2,229人が一番少なく、平成15年には134万4,327人になっています。

由利本荘市の被保護人員の推移はどうなっているのでしょうか。

生活保護総務費が少なく感じられますが、認定事務等はどのようになっているのでしょうか。

一般財源からの約2億4,000万円、少ない金額ではありません。自立支援のための取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。

5つ目は、由利本荘市のホームページの充実についてであります。

インターネットの発達で行政情報をいち早く市民にペーパーレスで伝えることが可能になりました。ホームページは情報伝達の方法として大きな役割を担うようになりました。

由利本荘市のホームページに旧市・町（各総合支所）のホームページのバナーが設置され、アクセスが容易になりました。しかし、8総合支所のうち、随時更新しているのは4総合支所にとどまっています。地域住民と総合支所を結ぶ重要な場です。すべての総合支所で活用を推進する考えがないか、お伺いいたします。

また本庁の各部、局、室も住民に情報を提供することも大切です。各部署でホームページを立ち上げて対応する考えはないか、お伺いいたします。

また、数多くの自治体では例規集も記載しております。記載する考えはないか、お伺いいたします。

最後になりますが、由利本荘市区長設置条例等についてお伺いいたします。

区長設置条例に特段の定めがないのでお伺いするものであります。

市町村の合併等に関する法律第24条、地域自治区の区長について定めた文章でございますが、その中では区長の罷免、懲戒処分、区長に事故あった場合の職務の代理者、地方公務員法34条、秘密の守秘義務のことですが、これらの準用はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、7月15日に地域自治区長会議が開かれ、区長の職務を規定するガイドラインが示されたようですが、その内容をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、高橋昭議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1の公共工事の入札、契約の適正化促進についてであります。関連がありますので、（1）と（2）につきまして一括してお答えいたします。

本市では、公共工事の発注見直しにつきましては、本庁の入札課と各総合支所で閲覧ができるようになっており、入札結果などにつきましては、入札課での閲覧となっておりますが、合併した他市の状況も参考にしながら、ホームページの掲載も含めて公表方法を検討してまいります。

次に、市道田高中沢線道路改良工事の予定価格に対する落札率でございますが、98.93%となっており、また、公共工事の予定価格の事前公表につきましては、入札・契約制度の一層の透明性を確保するためにも続けてまいります。

指名業者の選定につきましては、平成17年度は、合併協議の中で合併前の各地域における業者指名を考慮し、受注体制に極端な変化が生ずることがないようにとの話し合いをしており、18年度以降につきましては、均衡のとれた指名制度に移行することで合意いたしております。

受注希望型指名競争入札の採用は、とのご質問であります。現在の経済状況なども勘案し「地元でできることは地元で」を念頭におき、可能な限り発注機会をふやしながらか、今後の検討課題と考えております。

次に、大きい2番の歳入歳出予算書の調製についてについてであります。平成17年度の本予算は、合併初年度の予算として議員各位のご理解とご指導により、去る6月議会定例会において可決していただいたものであります。

1市7町という自治体による合併のため、合併協議会事務局及び各分科会において、長期にわたり調整された予算科目に基づいて編成された予算であります。

予算書は、1年間のまちづくりの設計書にも例えられるように、高橋議員の言われるとおり、予算は住民にとって大きな関心事であることから、予算書は積算基礎や用途がわかりやすく、理解しやすいものがベストと認識しているところであります。

本年度の予算書作製に当たり、歳入歳出予算における款項の区分及び歳出予算に係る節の区分については、地方自治法施行規則第15条に定める別記のとおりとしたところであります。説明欄については特に標準的な定めがないこともあり、秋田市、能代市、横手市など県内各市の予算書を参考にしながら総合的に判断し、各款項目の事業費別の表記としたところであります。

今後は、予算書のページ数や表記についても限界があることから、各部署からの予算説明資料を充実させ、よりわかりやすい予算となるよう総体的に検討してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3の行政改革の具体的な取り組みについてであります。行政改革については、国・地方を通じた今日における重要課題であり、本市においても合併を契機に積極的に取り組むべき課題と考えております。

現在、行政改革推進本部では、合併前の各市・町で策定された行政改革大綱を参考にし、合併の効果などを反映させた行政改革大綱の素案づくりに取りかかっております。

また、平成17年度から21年度の5カ年を期間とする集中改革プランについて、今年度中の公表に向け策定作業を進めており、具体的には公の施設の管理について指定管理者制度導入の検討を進めております。

今後、定員管理の適正化、事務事業の再編整理、給与の適正化等の改革プランを策定するわけですが、策定の過程においては、民意を反映した改革プランの策定に努力してまいりたいと考えております。

次に、「ISO14001」の認証取得、環境自治体会議へ参加し、職員の意識改革を促す考えはないかについてお答えいたしますが、地球規模での環境問題に対する関心が高まっている中で、市全体の環境行政を推進する立場からも、組織活動から生じる環境への負荷を常に低減するよう、配慮・改善を率先して実行すべきものと認識しております。

「ISO14001」の秋田県内の取得状況は、県商工業振興課の調査によりますと、平成17年3月現在、企業では145件となっており、市町村関係では、秋田市、大館市、美郷町の3市町となっております。

これからの行政運営においては、資源循環型社会の推進は不可欠であり、こうした取り組みは職員一人一人の意識が大きいものでありますので、今一度全職員に環境意識の徹底を図り、「ISO14001」に限らず、さまざまな角度から環境問題について研究してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、環境自治体会議への参加についてであります。環境自治体会議は自治体環境政策の推進や環境に関するネットワークづくりなどに取り組んでいるようであり、現在、全国65の自治体が加盟しており、県内では二ツ井町、藤里町の2町が加盟しております。

今後、設立趣旨などを十分研究し、環境問題に取り組みながら加盟についても検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きい4の生活保護費についてお答えいたします。

由利本荘市の被保護人員の推移についてですが、当地域でも被保護世帯の総数は、経済情勢、社会保障制度の改正等に応じ、全国的な動向とほぼ同様に増減を繰り返しております。

合併前において現在の由利本荘市に相当する地域では、平成14年度では386世帯514人、平成15年度が410世帯558人、平成16年度には430世帯587人と、全地域にわたり増加の傾向にありました。

合併時には、429世帯574人であり、7月末の時点で429世帯576人と、ほぼ横ばいで推移しております。

次に、認定事務等、保護決定の手続きについてであります。

面接相談の後、相談者から生活保護が申請された場合、その受理後に訪問調査による世帯状況の把握及び収入・資産など全般にわたる調査を経て、最低生活費と収入認定額の対比によって要否判定を実施して保護決定を行っております。

次に、自立支援の取り組みについてお答えします。

生活保護制度の目的は、「最低限度の生活の保障」とともに「自立の助長」にあり、特に65歳未満の稼働年齢層である場合、主治医との面接などによる稼働能力の調査を経て就労指導を行っておりますが、基本的には本人の自発的な求職、就労を促しております。

しかし、現状では、高齢者世帯、障害者世帯など、就労による経済的な自立の困難な世帯が6割を超えております。

このため、「就労自立」のほか世帯状況に応じて、健康・生活管理にかかわる「日常生活の自立」、地域社会の一員として「社会生活における自立」についても、適切な指導に努めております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、5番の由利本荘市のホームページの充実の質問についてであります。インターネットが普及し、情報の伝達や収集が瞬時にどこからでも可能になった現代において、行政からの情報をお伝えする手段の一つとしてのホームページが果たす役割はますます重要になっております。

本市のホームページも、住民の皆様へいち早く情報をお伝えすべく、緊急情報をリアルタイムで掲載したり、市の行事予定をカレンダー形式で掲載するなどして、常に新しい情報を皆様に提供すべく努めております。

ご質問にありました旧市・町のホームページの状況についてであります。これまでご利用いただいていた方々が急に利用できなくなることを避け、しばらくは旧市・町のこれまでの記録、情報という財産をも利用してもらいたいとの考えから、1年間、旧市・町のホームページを生かし、アクセスが簡単にできるようにしております。

旧市・町のホームページは、必要に応じて新情報を掲載する形式をとっておりますが、その情報は地域を越えて全市民を対象にお知らせしたいものでありますので、あくまでも新市のホームページを中心に更新してまいりたいと考えております。

そのためには、このたび市の国体事務局が秋田わか杉国体のホームページを開設したように、各部署のホームページを立ち上げていく方法もあります。また、来年度からは、各担当が直接情報を掲載できる方向で検討中であり、各部署ごとのページを設けることも考えており、今後、各部署との連携をますます密にし、これまで以上に各地域の情報を取り入れ、利用しやすいホームページの運営に心がけてまいりたいと存じます。

また、市の例規集の掲載については、現在、掲載する方向で準備を進めておるところであります。データの正確性を重視し、確認作業をしておるところでありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、最後の6番であります。由利本荘市区長設置条例等についてお答えいたします。初めに、第1点目の区長の身分等についてですが、ご質問の法律は、合併特例法に規定された区長の身分等に関する規定であります。当市の場合の地域自治区と区長の位置づけは、地域自治区は地方自治法で設置したものであり、また、区長は地方公務員

法第3条第3項第3号に基づいた臨時の特別職という考え方をしておりますので、ご質問の懲戒処分、罷免、代理者等は適用外の事項であります。

また、地方公務員法第34条に関しては、当然公人であり、職員を指揮・監督する立場の責任を有しますので、知り得た情報については秘密を守る義務が生じるものであります。

2点目の区長の職務のガイドラインについてのご質問であります。区長会議で話し合われた内容は、現条例に示されている区長の職務・権限の範疇についての確認を行ったものであり、特段、別枠のガイドラインと位置づけたものではありませんので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 115番高橋昭君、再質問ありませんか。ありませんか。

115番（高橋昭君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で115番高橋昭君の一般質問を終了します。

次に、123番土田長夫君の発言を許します。123番土田長夫君。

【123番（土田長夫君）登壇】

123番（土田長夫君） 私から、項目的には2つの件についてご質問させていただきます。

最初に、秋田わか杉国体への対応でございます。取り組み姿勢と期待される効果についてお尋ねいたします。

19年には本市で国体が開催されますが、今年度はミニ国体といわれる東北総体が県内で開催されております。本市では、7月にカヌー競技を初めとして12月のアイスホッケーの8競技に熱戦が繰り広げられております。

当局では、実施された競技にさまざまな反省点もあると思いますが、それを含めて国体に向けての取り組み姿勢についてお伺いいたします。

なお、国体ではソフトボールが旧3市町で行われますが、旧3市町での今までの準備委員会、また実行委員会で検討したビジョンは今後どうなるのか、生かされるのか、お伺いいたします。

また、国体を開催して本市ではどのような効果を期待しているのか、お伺いいたします。

2つ目は、市民の協力体制についてでございます。

スローガンにありますが、県では一人一役、市では市民一丸という言葉がありますが、具体的に市民は何をやるのか見えておりません。既に、ことしはミニ国体、来年はリハーサル大会があり、それぞれ本番に備えて行政と競技団体が大会をこなしております。市の広報でスタッフの募集を行っておりますが、多くの市民がどのような協力をするのか、しなくてもいいのか、戸惑っている状況でございます。市民の協力体制を早く示すべきと思うが、市長の考えをお伺いいたします。

3つ目は、現在の組織体制の強化でございます。

今年のミニ国体では、教育事務所が担当して実施しているようですが、国体事務局との関連はどうなっているのか。この体制で19年国体を迎えるのか、お伺いいたします。

大きな項目の2つ目でございます。

森林行政について、1つ目は植樹祭の誘致についてでございます。

私たち矢島モンゴル親善協会会員8人が全額自前で、ことしの5月、平和環境保護緑化プロジェクトの一環として第2回モンゴル国植樹祭に参加いたしました。そして、砂漠にエゾマツなどを植樹してまいりました。ついではすけれども、その際、秋田県でお役御免になった医療検診車3台をも贈呈してまいりました。地球規模で森林の大切さを見直されている時期でもあり、モンゴル国民に植樹の大切さと健康医療に少しでも貢献できたかなと思っております。

最近になり、昭和43年田沢湖高原に続きまして、県内では2回目の全国植樹祭を由利原高原に誘致したいとの要望提出が報道されました。県内からは4カ所の候補地が挙がっておりましたが、昨日、知事の記者会見で「県立北欧の杜」が選定されたとのことですが、本市の要望の趣旨、経過、そして結果について市長の考えをお伺いいたします。

最後は、森林税制の見直しでございます。

全国的に低迷している林業といわれておりますが、採算の合わない仕事には業という言葉がつかないんだようです。その資産価値のないところから固定資産税を現在徴収しておりますが、何か変だと思いませんか。所得が多くあれば山林所得税で徴収できます。

そこで、本市では可能な限り森林の固定資産税を賦課しないで、森林所有者の負担軽減を図る考えがないか、お伺いいたします。

もう1つは、世界中で森林の効果が叫ばれている中、例えば温暖化抑制の保安林を創設して、全森林を保安林指定をする必要があると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

このようなことを早く打ち出しておけば、森林に対する本市の熱意が認められ、由利原高原に全国植樹祭が黙っていても来たと思えます。

以上で終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、土田長夫議員のご質問にお答えいたします。

平成19年秋田わか杉国体への対応について、（1）の取り組み姿勢と効果についてお答えいたします。

秋田わか杉国体の競技及び関連競技は、由利本荘市の合併前の1市7町すべての地域で行われることになっており、去る6月6日、由利本荘市実行委員会を設立し、事業が本格的に動き出したところです。

本年度事業の主なものは、広報啓発活動の推進や国体準備に係る計画及び調査などであり、旧市・町がこれまで準備してきました内容等をベースにしているものであります。

今後は、大会運営にかかわるスタッフの確保など、人的な配置についても取り組んでまいります。

また、国体開催の効果であります。この大会を契機として本市の特性・魅力を全国に発信する絶好の機会であると同時に、本大会には全国から選手・役員を初め関係する方々など延べ数万人の来訪を見込んでおり、これによるさまざまな効果もあり、本市の活性化にとって大いに期待しているところであります。

次に、（2）の市民の協力体制についてお答えしますが、国体は、競技運営、大会運

営などさまざまな業務があり、多くの市民の方々にもご協力をいただきたいと考えております。

このため各総合支所、公民館にボランティアの応募用紙を備えつけ、あるいは広報紙を活用し、個人・団体ができる活動や、ご協力いただける内容などをお聞きしながらボランティア登録を始めたところであります。

これまで1つの団体が登録されたほか、個々の競技会の運営に関する問い合わせがあるなど、市民の動きが感じられるようになってきております。

この後も市の国体ホームページなどを活用しながら、市民のご協力についてPRを行ってまいります。市民お一人お一人が何らかの形で国体にかかわってくださることを期待するものであります。

次に、(3)の組織体制の強化についてお答えいたします。

平成19年秋田わか杉国体開催を2年後に控え、本年は第32回東北総合体育大会が教育委員会と国体事務局が担当して、由利本荘市の各地域を会場に行われております。

来年は本市の各国会会場を使用し、競技及び運営の習熟を目的としたりハーサル大会、再来年は本大会が開催されます。

この2大会は、内容・規模的にも東北総合体育大会とは異なった大規模の全国大会であります。

大会万般にわたっての総括的な担当は国体事務局が当たることとなりますが、大会開催時には担当部署の職員はもとより、庁舎内に委員会を設置し、全職員が総力を挙げて取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、森林行政について、(1)の全国植樹祭の誘致についてお答えします。

平成20年に第59回全国植樹祭が秋田県で開催されることとなっており、市では秀峰鳥海山に抱かれた水と緑豊かな鳥海高原南由利原を県内随一の適地として誘致実現のため、去る8月4日には齋藤議長さんとともに森林組合、女性団体50名の会員と連携の上、知事、県議会、関係団体等へ、さらに8月10日には県の関係部局へ出向き直接要望を行うなど、各方面への運動を強力に展開したところであります。

さらにまた、きのうは副知事のところに要望すべき準備しておりましたところ、急遽地域振興局の方から、皆さんのお手元にお配りしているペーパーがまいりまして、北秋田市を会場として選定したとの説明を受けたところであります。

これは、私たちは鳥海高原の由利原こそ全国植樹祭にふさわしいとの信念で頑張っただけでありましたし、また、ご協力くださいました皆さんともども、誠に残念のきわみであります。そういうことで、議員の皆様にも、これまで同じような考えで誘致を願った方々に対しましても、このような事実であるということで深く感謝申し上げます。

ただ、植樹・緑化活動は大事でありますので、今後も水源の森育成会などのボランティア団体や東証の森、あるいは石油資源開発の森など、また、そうした方々とより連携を深めながら、この由利本荘市で植林の運動をさらに大きく展開してまいりたい、このように考えます。

次に、(2)の森林税制の見直しであります。これは山林に対する固定資産税については、受けている行政サービスとのバランスや自然環境の保全、水源の涵養といった公益的機能を重視する観点、また、林業経営を取り巻く厳しい状況等、社会情勢の変化

を視野に入れて検討されるべきものと考えるところであります。

ただ、山林と申しましても、その状況は多種多様であり、他の資産との課税の公平・公正性の点で多くの納税者の理解を得るまでには相当の議論の積み重ねが必要なものと思われま。

このような状況や保安林等、特に公益性が高いと判断される山林については、既に固定資産税が免除されていることから、山林全般に対して減免等の措置を講ずることは考えておりませんが、山林への課税にあたっては実態を把握し、適正な評価に努めているところでありましますので、ご理解をいただきたいと存じま。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 123番土田長夫君、再質問ありませんか。123番土田長夫君。

123番（土田長夫君） 山林の税制についてでございますけれども、これは由利本荘市だけの問題ではないと思いま。ひとつ市長が全国に提唱して、国を動かすような努力をぜひ約束していただきたいと思いま。

議長（齋藤栄一君） 123番土田長夫君の一般質問を終わります。

10分間の休憩をいたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

89番佐藤勇君の発言を許しま。89番佐藤勇君。

【89番（佐藤勇君）登壇】

89番（佐藤勇君） おはようございま。

これほどの合併をなし得まして、その間、市民の生活に停滞はありませんでした。膨大な事務処理等に当たられました市長初め全職員の皆様に、市民にかわりまして心から敬意とねぎらいの念を述べるものでありま。

行政運営におきましても何ら指摘することはございませませんが、役目柄、二、三の質問をさせていただきます。

新市の財政課題に関連してでございますが、私が申すまでもなく、綿密な計画で仕上げられたものと考えまですが、地方交付税や各種補助金の削減などの想定はどうか。10年間の合併算定がえによる普通交付税の増加額と、5年の段階的縮減に本当に期待できるのか。

財政の自由度が狭まっておる計画になっておりま、国の赤字を地方につけまわすのが実態のような三位一体改革の中身については、不安要素がいっぱいでありま。苦勞して自治体が企業誘致すれば、逆に地方交付税が減額になるなど、行政改革に努力してもゆとりの生じない現在の仕組みについては矛盾した点がございま。交付税が頼みの行政運営を強いられている地方自治体のつらいところでもありまですが、薄氷を踏む思いなのか、それとも向こう10年間安泰だと思っておられるのか、市民に安心感を与えていただきたいと思いま。市長は、どのようにお答えになるのでしょうか。

現在の予算上の財政計画、向こう10年間、これも普通会計だけでありまですが、普通の一般自治体の財政指数であれば、公債費比率、既に15から17、18と警戒ラインを超え、

経常収支比率も88%を超える異常な高さで推移しております。弾力のない財政構造であると言わざるを得ません。これに臨時財政対策債を含まなければ、さらに高くなります。これでもよしとしている根拠と、臨時財政対策債に対する市長の見解を伺います。

合併の目玉、地方債の特例による特例債の件ですが、市町村建設計画に基づく事業、または基金の積み立てで向こう10年度その地方債が充当可能で、元利償還金の一部は基準財政需要額に算入される財政難の自治体には有利なものと考えます。

財政計画上では、17年度分約64億円からとなっておりますが、計画どおり実行されるのか。計算上では総額490億円ほどになるようですが、金融機関・元金償還・据え置き等についての概要をお伺いします。

自主財源確保にどれほどの期待ができるのか。待ったなしの消費税増税問題、医療費の増加、介護保険料の値上げや年金掛金の割り増し、年金受給額が目減りなどが著しい社会環境の中であります。

総務省が、この30日に発表した完全失業率は4.4%に上昇、人数で289万人正規な社員が減少し、パートや派遣社員の非正規社員の増加が進んでいるとの報道がありました。この地域にも若い方でも定職につかない、ついていない方が見受けられます。企業誘致も進まないまま、就労の場が少ない、このような地域社会背景の状況でどのくらいの期待がもてるのでありましょうか、その見通しについてお伺いします。

地域の均衡ある発展、それは市長の政治姿勢でもあり、また市民全員の願いでもあります。財政が伴う当圏域の地域格差は、今最大限努力を注いでいる地域情報格差のほか、現在直面しているものにどのようなものがあるのか。あるとしたなら、それをどういうふうな形で実効性のある計画で解消してまいられるのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、新世代ケーブルテレビ施設事業関連についてお伺いいたします。

地域生活情報基盤高度化事業の一つとして、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を国が推進しておるわけですが、現在よりも数多くの多様なテレビ放送を鮮明に見れること、デジタル放送への対応や自主放送による地域に密着した送受信情報が見られるようになるという内容について、もっと市民に具体的に周知するべきではないかと思えます。

本年度分のケーブルテレビ予算12億3,344万円が計上され、9月以降発注の見通しとなっているようですが、市民の関心事としては細かくなりますが、例えばケーブルインターネットは高速で使い放題でインターネットを利用できますし、通常のインターネット利用では電話代やプロバイダー契約料金もかかりますが、電話回線を使用しないから、それらは一切不要と聞いておりますが、実際はどうか。

ケーブルフォン低料金電話、IPのことですが、ケーブルインターネットを利用して通話できる電話でありまして、この特徴は全国どこでも一律。本市の場合、何分何円ぐらいの予定になるのか。しかも、ケーブルフォン同士では無料になるということを知っておりますが、どうか。

視聴料など安くて鮮明さが売り物なわけですが、現在と完成後では電話・インターネットやテレビの視聴料などの面について、視聴者の経費のメリットはどのぐらいか。

また、受信料は含まれませんし、NHKの受信料は含まれておりません、含まないと

思います。カラー受信料と、その中には衛星カラー受信料の2つの形態がありますし、それとケーブルテレビの分、そしてその中でもデジタルチューナー1台ごとに価格が違ってきます。テレビがふえるごとに価格が違ってきます。二重・三重の料金を払うことになるわけでありまして。わかりやすく、もし金額であらわすとしたならば、現在はおよそどのぐらいで一般市民が情報を得て、あるいはケーブルテレビが完成し、全戸に配備した場合、市全体で支出がどのぐらい抑えられるのかの試算はあるのか。いろいろ活用する方と活用しない方の開きはあると思いますが、また、アナログや地上デジタル放送、それぞれいくらくらいに設定予定とされるのか。

また、広い圏域だから情報の地域格差解消のために、そのインフラ整備をしようとしていることは時勢に合った非常に時宜を得たことだと思いますが、今後の市民の収入・生活面からその恩恵を受ける格差についてはどう判断しておられるのか。地域格差は解消しましても、情報を受ける人の格差、設備は完成しても、個人によって金がかかるので配線は整っても使用しない方があるかもしれません。これは取り越し苦労と言われればそれまででございますが、その点についてはどう判断をされておられるのか。

また、完成までの総事業費、附帯設備、期間、そしてこのような規模の専門的分野をこのまま行政が運営していくのか、将来の方向性についてもお伺いいたします。

次に、市の管理にある公営賃貸住宅についてお伺いいたします。

建築年数が40年から30年以上経過し、老朽化も著しい市営住宅が見受けられます。人口増加促進のために、先見性をもって建設された功績も高く評価しながら、この件について質問させていただきます。

老朽化が進んでいるということは、言いかえればいかに早くから人口増加対策に取り組んできたのかとのあかしでもあろうかと思えます。

旧町単位では、計画的に逐次進めているところや、重要度に応じて他の事業でそこに手が回らなかった等の点もあつたろうかと思えます。建物の建築年度が経過しているということは、言いかえますといかに早く人口対策に対し、その町が取り組んできたか、行政運営をしてきたかということでもあつたかと思えます。

現在の生活水準に、人間の住環境に適さない部分もあるのではないかと考えます。需要はあるわけでありまして、建てかえるべきではないかと思えます。

民間と比較してのサービスに開きがあります。住む家ほどのものを貸すのです。貸借関係では、貸す側には管理規則、公共のものだから大切に丁寧に取扱いしてください。また、借りる側には保管義務ルールに従ってきちんと維持管理する義務、責任があると思えますが、行政側が定期的に適切な措置を行っているものなのか、あるいは必要に応じて行っているのか、その点について若干お伺いしたいと思えます。

全体的に家賃の滞納、あるいは滞納のために立ち退きの勧奨などの実態についてはどんなものなのか。

公営住宅法は昭和26年につくられたものであります。社会の進展によって法律も変わっていくといえます。ただ単に住むのに困窮しないから、あるいは家賃が安いからこのまま我慢とはいかないと思えます。民間と公営、どちらに住んでも人間等しく社会の恩恵を享受できる立場であります。市の特別公共賃貸住宅・公共賃貸住宅など約781戸があると言われております。約何人の方が利用され、その年齢構成などはどうなのか、

利用されているその多くの方のためにも全市一律な住宅サービスを行うべきであると考えます。

住宅促進の初めごろは、核家族化で比較的若い方、世帯が主でありましたが、現在は比較的高齢者も多いと聞いております。バリアの問題など含め総点検をし、市長のキーポイントであります住んでみたくなるような、そして住み続けたいまちの建設をぜひ推進していただきたいのですが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、生活圈道路の災害による復旧の進捗状況についてお伺いいたします。

市道矢島下郷線の災害復旧のめどについて伺いますが、まだ仮の道路もなく、関係者や利用者は非常に不便をきたしております。いろいろと本庁、総合支所、所管も手を尽くしてくれたものと思いますが、住民側の欲としましては、素人感覚では適切な措置を加えたら軽トラ、あるいは乗用車くらいは通行可能と判断いたしておりましたが、安全性を過大重視し、二次災害ということで手がつけられておりません。あの状況で、あそこで本当に人身にかかわる二次災害が起こり得るでしょうか。工事までの間だけでも何らかの措置は可能と判断しておったわけですが、滑り落ちた上の木もそのままです。倒れた電話柱もそのままです。本当に誠意をもった対応であったのかと同時に、一日も早い復旧を願うものであります。

次に、子吉川直轄の延伸をについて申し上げます。

一級河川子吉川直轄延伸が現在進行中のところもありますが、「母なる海に結ぶ子吉川・未来へ流れる子吉川」、これは秋田河川国道事務所の名前で川の土手の表示板に記入されている言葉であります。人間の住環境と水は不可欠なものでございます。

この地域でも水・子吉川にちなむ各種の催しが行われております。そして、きれいにしようと頑張っておられる団体・個人の輪が次第に高まり、広がっております。

昨年、本荘市教育委員会主催だったと思いますが、本荘市のある学校の女子生徒の子吉川にかかわるすばらしい思いがこもった作文がありました。それを読ませていただきまして、本当に感動したことを思い出しております。

我が市の「母なる海に結ぶ川・未来へ流れる子吉川」護岸の流出の著しい箇所が無数にあります。その浸食は私有地まで届こうとしている部分もございます。日に日に浸食され、国土の流出が進んでおります。早急に喫緊の課題として、強く県・国に要望するなど適切な対応をすることを願うものであります。これまでの経緯と今後の取り組みについてお伺いをいたしまして質問とさせていただきます。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、佐藤勇議員のご質問にお答えしますが、その前に佐藤議員からは新生由利本荘市がよどみなく推進しているということの評価をいただきました。これもひとえに議員各位並びに市民のご協力、ご指導があったことと心から感謝申し上げます。

それでは、質問にお答えいたします。

初めに、新市財政課題に関してでございますが、今後の10年間、危険で硬直した大型予算財政計画に問題はないのかでございますが、そのうちの の地方交付税や補助金の削減など想定はしているかでございますが、三位一体改革が地方財政に与える影響とし

ては、国庫補助・負担金の削減に大きくあらわれているのが現状であります。

本市においても、本年度は削減された国庫補助・負担金が、福祉・教育施策の関連で1億8,000万円ほどとなる見込みであります。

また、地方交付税不足分については、振替措置である臨時財政対策債等での対応を余儀なくされているところであり、これにつきましても4億9,200万円ほど削減されておりますが、この制度については今後も継続されていくものと想定しております。

地方財政にとりまして三位一体改革は、安定的な財政運営に必要な一般財源が的確な財源措置によって確保されるべきものであるとの考え方から、その動向を見守り、今後とも建設計画のローリング作業とあわせて、的確な財源調整による健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、の財政計画についてであります。平成16年度の本市の経常収支比率は94.8%、公債費比率は15.9%となっており、ご指摘のとおり財政構造の硬直化が否めない状況であります。

臨時財政対策債は、先ほども述べましたとおり地方交付税の不足分について国の財政難を理由に、その振替措置として対応せざるを得ないものであります。その元利償還金は全額が後年度に交付税算入されることも勘案しますと、この起債を利用していくのはいたし方ないものと考えております。

佐藤議員が危惧されている現在の財政計画は、合併に伴う経費節減効果、国及び県による財政支援等を反映させて策定したものであります。

本市における財政状況は非常に厳しい状況ではあります。本市はこの3月22日に合併したばかりであります。

今後、合併効果を生かし、中長期的な財源調整を図りながら、今年度末に策定いたします財政計画にまちづくり計画に盛り込まれた各事業を反映し、その実現を目指してまいります。

続いて、の合併特例債の内容についてお答えいたします。

合併特例債の起債対象事業は、合併市町村がまちづくり建設計画に基づいて行う事業、または基金造成であります。

ご承知のとおり、本年度においてはケーブルテレビ施設整備事業、地域イントラネット整備事業等を計画しております。

その借入れの時期については、合併特例債対象事業が終了してからの借入れとなりますので、来年3月に許可決定を受け、出納整理期間となる5月末ごろとなります。

借入先は指定金融機関であるJA秋田しんせいを初め、秋田銀行等の金融機関となります。

償還並びに据置期間につきましては、償還期間15年、据置期間3年程度を基本に考えており、経済状況や財政状況に応じて借入先との協議で決定されることとなります。

また、利率については入札を基本としながら決定してまいりたいと考えており、現在、金融機関ごとの借入れ枠と合わせて、その実施要領等について検討しているところであります。

の自主財源確保にどれほどの期待ができるのかについてお答えしますが、自主財源とは、その言葉のとおり地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいうものであります。

が、この財源の多少によって行政活動の安定性と自主性が左右されるといっても過言ではありません。

平成16年度の由利本荘市普通会計決算では、自主財源は歳入合計額の32.0%であり、7割近くを国県支出金や地方交付税に依存していることとなります。

また、自主財源の41%余りが市税であることから、税収の確保が今後の財政運営上の大きな課題であると認識しているところであります。

税収は景気に大きく左右されますが、昨今の経済情勢から急激な伸びは期待できない状況かと存じますし、三位一体改革による税源移譲も依然不透明であります。

今後は、国の動向を慎重に見守りながら収納率の一層の向上と歳出の節減を図り、新市の健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、の財政が伴う当圏域の地域格差に関することについてお答えしますが、1市7町の合併により誕生した本市の面積は1209.04平方キロメートルであり、秋田県の面積の約1割を占め、神奈川県面積の約半分であります。

面積が広大なゆえ気象条件や生活様式等、多岐にわたり違いがあるわけではありますが、これまで旧市・町において地域特性を生かしながら培ってきた伝統や文化を大切に、地域住民とともに活力あるまちづくりの推進に努めてまいり所存であります。

圏域を見渡すとき、地域によって積雪量や産業構造は違っておりますが、公共施設の整備や市道の改良、上下水道の整備等においては、それぞれの住民要望にこたえてこられたこれまでの成果が随所に伺えるところであります。

地域格差解消については、情報のみならず合併協議会においても十分に協議がなされた各種事業が、合併特例債適用事業を初め新市まちづくり計画に盛り込まれているものであり、その解消を目指しているものであります。

いずれにいたしましても、本年度は本市の総合発展計画の策定年度でもあることから、地域の実情に応じた計画づくりと財政の効率化に努めながら、「人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)」の一体的発展を目指してまいりたいと存じますので、ご理解とご指導を賜りますようお願いいたします。

次に、大きい2の世代ケーブルテレビ施設事業に関してでございますが、これは関連がございますので一括してお答えします。

ケーブルテレビでは、地上波や数多くの衛星放送の再送信サービス、他の放送局にはない自主放送、緊急情報や地域内の連絡、個別通話を可能とする音声告知サービスなどが可能となります。

このことにより個別のアンテナなどの維持負担が不要となり、地上波のアナログ放送終了まで、デジタルと両方の放送が基本料金で視聴でき、通信衛星放送は個別受信より格段に安くなります。

さらに、インターネットは、ご指摘のとおり低料金でサービスできますし、音声告知端末機では加入者同士の無料通話が実現し、将来的には全国のIP網との接続により全国一律の低料金での通話が可能となります。

これらケーブルテレビのサービス内容につきましては、今後、事業の年次計画がまとも次第、積極的に市民への周知を図ってまいります。

総事業費につきましては、今後、伝送路を延伸する区域の基本設計を行う中で精査い

たしますが、新市まちづくり計画時の3割減をめどに、平成21年度完成を目標に市内全域の整備を進めてまいります。

また、運営コストの低減、技術革新に伴うサービス向上に対応し、将来とも手ごろな料金で利用できるよう、運営体制の公社化、民営化などにつきましても慎重に検討してまいります。

次に、情報を受ける人の格差についてであります。平成23年7月には現在のアナログ放送が終了しますので、テレビの買い換え等デジタル放送に対応するために個人の負担が伴うという課題はありますが、現行条例では生活困窮世帯などへの利用料減免措置等を定めているところでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、大きい3の市の管理にある公営賃貸住宅関連について、(1)の老朽化した住宅について、それから(3)の全市一律の住宅サービスの実施については関連がございますので一括してお答えいたします。

由利本荘市では、全体で781戸の市営住宅の維持管理を行っておりますが、そのうち築年数が30年を超える住宅は、本荘地域の松涛団地が229戸、由利地域の滝沢館団地が16戸となっております。

この中で老朽化が著しい松涛団地につきましては、現在、建てかえ事業を実施中ですが、滝沢館団地を含む全団地について、今後、市の住宅政策全般の指針となる住宅マスタープランを策定する中で、需要動向やストック状況をもとに、建てかえや改善、あるいは維持保全などの活用方針を定める公営住宅ストック総合活用計画において、活用方針や事業手法を検討することといたしております。

現在、市営住宅には725世帯1,754人が居住しておりますが、生活水準の向上と生活形態の多様化に対応した良質な住宅の提供のため、住宅マスタープランに基づいた計画的な事業展開が必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(2)の家賃の滞納等についてお答えいたします。

家賃の滞納状況につきましては、昨年度の出納閉鎖後の滞納繰越住宅使用料の調定額で1,000万円ほどになっております。

停滞する経済情勢なども影響し、増加傾向にある家賃の滞納に対応するため、合併時に市営住宅家賃滞納対策マニュアルを作成し、これに基づき毎月の督促状送付、電話督促、訪問及び保証人への納付協力依頼などを行った結果、3カ月余りで約220万円を徴収しており、今後さらに滞納の解消に努めてまいります。

また、マニュアルでは、連帯保証人への請求や法的措置も視野に入れており、これについては入居者との対応の経緯などを踏まえ、そのケースに応じて判断してまいりたいと考えております。

次に、大きい4の生活圈道路の災害復旧進捗状況について、市道矢島下郷線の状況についてお答えいたしますが、市道矢島下郷線の土砂崩落災害については、その復旧方法について秋田県の指導を受けながら、災害復旧事業の導入や適切な復旧工法などについて検討してきたところであります。

この検討について、隣接する道路のり面の安定性を調査確認することが基本となることから、6月議会にて調査費を予算化し、現在、ボーリング調査結果を踏まえた復旧工法をまとめ、9月13日に予定される国の第3次災害査定に申請しているところでありま

す。

災害査定後は、住民説明を適切に行いながら、早期に工事に着手してまいりたいと考えております。

次に、大きい5の子吉川の直轄延伸を早急に強く要望するべき、護岸が侵食され国土の流出が進んでいる、対策はどうかであります。子吉川は、由利本荘市の歴史や産業、経済、文化など地域の発展に大きな役割を果たしてきたことは、まさに母なる川として多くの市民が親しんできたところであり、また、このたびの合併により、その源から河口までが1つの市に包含されるという全国的にもまれな河川であります。

さて、子吉川の治水事業は、昭和8年より秋田県の中小河川事業として、また、昭和46年からは明法地点までの15.7キロメートルが直轄管理区間となり、改修工事が進められてきました。さらに平成元年には、由利及び矢島地域界までの8.1キロメートル区間が直轄延伸されております。

これら直轄管理区間の設置や延伸は、地域住民の強力な要望活動のたまものであり、さらなる延伸を求め、子吉川治水期成同盟会において鳥海地域大川端地点まで15.6キロメートルの延伸を強く要望しているところであります。

また、流域の洪水や濁水の抜本対策となる鳥海ダムの早期実現のための要望活動とあわせ、上流及び下流の住民と一体となって安全・安心な地域づくりを目指し、治水対策の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、河岸の侵食箇所については、管理者である県に調査をお願いしながら協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 89番、あと二、三分ですが再質問ありますか。もしあったら簡単をお願いします。89番佐藤勇君。

89番（佐藤勇君） 先ほどのケーブルテレビのことでございますが、完成まで、完成してから行政が運営していくのか、将来の方向性についてというところで、少し聞けなかったのか、答えなかったのか、そこひとつお伺いしたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答えしますが、先ほど運営体制の公社化については、公社か民営かにつきまして、これから慎重に検討してまいりたい、このように申し上げたところであります。

いずれにしましても、これは大きな問題でございますので、これは十分やっぱり検討していかねばならないというふうに思っていますので、ひとつご理解ください。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 以上で89番佐藤勇君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

52番池田千紗子さんの発言を許します。52番池田千紗子さん。

【52番（池田千紗子君）登壇】

52番（池田千紗子君） 合併後に広範囲の方々から疑問、苦情、不満の言葉をいただきました。その中から先に通告してあります大きく3項目について質問いたします。市長の明快なる答弁を期待いたします。

大項目1、8月12日の閣議に、「子育て世代の意識と生活」と題する2005年版国民生活白書が提出されました。ちなみに子育て世代とは、20代～40代のことです。この中で少子化の背景として、結婚や子育てへの心理的、経済的な負担感が高まっていることが指摘されています。子育て世代の負担を軽減するには、子育て支援サービスの拡充などの対策が必要であると白書の中で訴えております。6月議会での33番齋藤作圓議員の「由利本荘市民の共有する理念は何なのか」との一般質問に対して、「人づくりこそが大事である」と市長は答えていらっしゃいます。未来は次世代がいかなる教育を受けたかにかかっているのです。魁新報にもこのような文が掲載されました。「少子高齢化が進む中で、いかにして人材を確保できるのか、確保するかが最大点であると思われる。いかなる経済不況が発生しても、天変地異が起ころうとも、優れた人材がいればそうした困難の克服は可能だからだ。」とありました。まったくそのとおりではありませんか。人材育成に金を惜しんではならないと思います。合併後5カ月余り、新市長の人づくり、人材育成への具体策は何なのか、任期4年間に何をするのか、住民に見える政策を打ち出してほしいものです。具体策を伺います。

遠距離通学の高校生への援助と子育て世代への対応として、同じ由利本荘市エリアに住みながら片道1時間半以上もの通学時間をかけたり、自宅から居住を移したりと、不便を強いられている高校生がおります。学齢が進むにつれて教育費の家計に占める割合が高くなり、経済的負担感が少子化への考えを次世代の子供に植えつけているように見られます。遠距離通学の高校生に援助することは、やぶさかではないと思われそうです。旧大内町で実施されていたようですが、今年度限りで打ち切りだそうで、すばらしい事業は見直しをしても残してほしいものです。前述の人材育成ともあわせて、市長の考え、思いのたけを問うものです。そして、由利本荘市の子育て世代の親の声を市長はどう受けとめるのかも伺います。

スキー場での事故について。

旧矢島町スキー場で起こった事故について、ご息女を亡くされたご両親が由利本荘市市長を訴えたことが6月定例会の最中に報道されました。6月の教育民生常任委員会でも新聞報道を踏まえ、円滑解決はできなかったのでしょうかと問う意見が出ました。その後、8月23日の新聞報道によると、由利本荘市側が被害者側にも過失があるなどとして一部争う構えだとの内容が載っていました。合併したことにより、由利本荘市がスキー場運営、管理の当事者になり、私たち議員も等しくかわりを持つことになりました。命をはぐくむ者として、日ごろより命の尊さ、大切さを訴えてまいりました。教育現場におかれましても、機会あるごとに命の大切さを指導なさっているように見受けま

そこで伺いますが、旧矢島町からスキー場事故についての内容引き継ぎはあったのかわなかったのか、あったのであれば町・議会の対応はどのようであったのか、伺いたいと

思います。

2、命は何ものをもってしてもかえられるものではないのですが、ご息女を亡くされたご両親、ご家族への旧矢島町、矢島町議会は、どのような対応をしたのか伺います。

3、今後、このような事故を再び起こさないように、また、事故に遭わないようにするための対策はとられているのか。

この3点について市長に伺うものでございます。

最後に、障害者基本法は、平成16年6月4日に改正法が公布され、同日、原則施行義務化されました。障害者基本法に基づく市町村障害者計画策定も義務化され、平成19年4月1日から施行されることになっております。これは、平成15年4月1日施行の市町村地域福祉計画とも密接に関連することですが、計画策定においては、障害者及び障害者団体の意向を尊重するとしてあります。市の障害者施策推進協議会の委員構成を伺うとともに、由利本荘市の計画の進捗状態を伺います。

以上、大きく3項目でありましたが、誠意ある回答をお願いいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、池田議員のご質問にお答えします。

初めに、人材育成と教育についてでございますが、人材育成の具体策とは何かについてであります。

人材の育成は、由利本荘市の基本的な理念であり、大変重要な施策であると考えております。

福祉の面での人材育成は、生まれた子供たちを健全に育てることが基本でありますので、経済的な支援や健康対策として乳幼児健診の充実、就学前児童の医療費無料化、保育料の軽減等、乳幼児の育成環境の整備に意を用いているところであります。

また、心身に障害のある子供たちについても集団訓練教室等を開設し、少しでも社会に適應できるよう支援しているところであります。

さらに、青少年の健全育成は、家庭環境の健全化が大事でありますので、家庭相談員による相談活動の充実強化にも努めてまいります。

いずれにいたしましても人材育成の原点は子供たちの健全な育成にあるものと認識しており、今後とも子育てにかかわる各種施策の充実に努めてまいりますので、よろしく御支援賜りますようお願いいたします。

次に、遠距離通学の高校生への援助と子育て世代への対応についてであります。教育の面からの人材育成の具体策を含めてお答えいたします。

春秋の時代、中国の管仲は「一年の計は田を耕すにあり。十年の計は樹を植えるにあり。百年の計は人を養うにあり」と人材育成の大切さを説いております。まさに国の興亡も、まちの栄枯盛衰も、ことごとく人材の有無によるものと言わざるを得ません。

また、現代は人が生み出す技術や知識が社会を変えていく時代であることから、人材育成こそが国の命運を左右すると言っても過言ではありません。特に少子化・人口減少が急速に進行している由利本荘市にとっては、市の活力を維持し、創造するためにも知力・体力などを鍛えた国や世界に誇れる人材を育てあげることこそ急務な課題の一つであると言わなければなりません。

そのため本市では、このほど「由利本荘市の教育」を作成し、今後の方針を具体的に示すとともに、その意図とするところを去る8月8日に全教職員を一堂に集めて周知徹底を図るとともに、私が「由利本荘市の教育に期待するもの」と題して講演をいたしました。

学校教育の目標は「人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子供の育成」、副題を「科学の心と力をはぐくむ教育の推進」として、今まで以上に一人一人の子供が豊かな人間性を兼ね備え、活力ある人材に育てほしいという願いを込め、本市の人づくりを具現化しようとするものであります。

具体的には、学校教育の重点として思いやりにあふれた豊かな心と柔らかな感性を醸成すること、生涯にわたる考え方や生き方の基礎となる確かな学力を形成すること、いのちの尊厳、万物共生の精神、自然への畏敬の念を培うことなどの目標を掲げ、本市の特色を生かした教育を、より一層進めてまいりたいと考えております。

なお、遠距離通学の高校生への援助と子育て世代への対応についてでございますが、高校生の通学援助は昭和47年ころから最寄りの駅まで一定距離以上の高校生の通学費支援を旧大内町が行ってきたものでございます。そのねらいとするところは、バス通学の高校生を持つご家庭の経済的負担を軽減し、あわせて子供たちに教育を受ける条件の地域的なハンディを少しでも克服しようとしたものと思われまます。

この事業により山間部に点在する家庭から親元を離れての下宿の解消に一定の効果をもたらしております。合併協議会のすり合わせ決定事項を勘案しながら、奨学金の貸与規定の拡充などの諸施策の運用の中で、本市全体の状況をよく調査し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、大きい2番のスキー場での事故についてでございますが、(1)の旧矢島町からの事故についての内容引継ぎはどうか、(2)のご両親・ご家族に対する対応はどうかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

この事故は、平成15年1月21日に当時小学2年生の女子児童がスポーツ少年団のスキー練習中に、コースを仕切っているロープに衝突して頸椎骨折により亡くなったもので、ご両親・ご家族の皆様の悲しみはいかばかりかとお察し申し上げます。

これまで旧矢島町においては、火葬・葬式への参列、四十九日の法要など、できる限りの弔意を表明させていただき、故人のご冥福をお祈りいたしましたところでありまます。

旧矢島町からは、事故後、相応の賠償責任を果たすべくご両親との話し合いを進めてきたところでありまます。ご両親の申し立てにより本年2月7日に損害賠償請求調停となっており、5月30日までの4回の調停において不調に終わった旨、引き継ぎを受けております。

その後、6月10日付で、被告由利本荘市とする訴状が提出されたものであり、今後、弁護士と協議しながら誠心誠意対応してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

(3)の再び事故を起こさないように、事故に遭わないための対策についてお答えしますが、事故を受け、これまで講じてきました対策としましては、被害者が死亡に至った一因であるご指摘がありましたスキー場内のロープについては、管理上、従業員の負担がかなり増大することを覚悟の上で、直ちにネットに切りかえております。

また、パトロールの巡回回数をふやしたり危険箇所への注意看板の設置を初め、圧雪車やスノーモービルの取り扱いに関する安全確認の徹底や従業員体制の再確認等を行い、危険予防に努めております。

さらに、秋田県スキー連盟安全対策部、索道メーカー、東北スノーボード協会、地元スキークラブなどからご推薦をいただいた皆様をメンバーとした鳥海高原矢島スキー場安全対策委員会を組織し、スキー場としての安全基準を策定し、再発防止に全力で取り組んできたところであります。

今年度も12月中にはスキー場オープンとなります。鳥海オコジョランドスキー場を含め、これまで講じてまいりました対策についての再確認と従業員の安全に対する意識の徹底に努め、市民の皆様を初め来場者の方々が安心して楽しめるスキー場として、たくさんのお客様が足を運んでくださることを願っております。

次に、最後になりますが、福祉問題ですが、市町村障害者計画の進捗状況と市の障害者施策推進協議会の委員構成について、お答えします。

障害者の福祉につきましては、障害のある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で生活することができる社会づくりを障害者施策の基本理念として取り組んでいるところであります。

由利本荘市の市町村障害者計画につきましては、現段階ではまだ策定しておりませんので、今年度におきましては旧市・町で策定された障害者計画を継続実施し、平成18年度の早期に障害者施策推進協議会を発足させ、障害者のための施策に関する基本計画を策定してまいりたいと存じます。

また、障害者施策推進協議会の委員構成につきましては、障害者及び障害者団体、福祉施設、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生児童委員、医療、教育、行政関係者等を予定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 52番池田千紗子さん、再質問ありませんか。52番池田千紗子さん。
52番（池田千紗子君） 遠距離通学の高校生への援助として活力ある人材をつくるために検討していくというのは、否定ではなくて肯定と受けとめていいのでしょうか。来年からはやってもらえるのかなという、その希望を持ってもよいのか、まずこれを一つです。

それからスキー場での事故について、市長は安全対策のために会議が開かれていたというような町からの報告を受けているようですが、会議は一度しか行われていず、その次の年は忘れていましたと私の調査ではあります。それと、仕切りのロープというのは、ゲレンデの中にクロス用コースと一般ゲレンデを仕切るために張られたロープでありまして、このご息女が亡くなられたときの形は、そのロープにスピードをつけてぶつかったために、1回転して、結局、首を絞められたことが死因の原因のようでした。しかもこのトラロープは、雪が降ったりしたときは大変凶器となるものでありまして、目印の布も色がさめていたという状態でありました。これは当時の総務課長が認めていらっしゃることでございますけれども、そういうのを踏まえて安全のために会議が催されていたかということ、一度しか盛られていないことを、さも市の方にはずっと会議が何回も開かれていたような報告がなされてあったのかなと思って残念ですが、そのように報告

があったのでしょうか。例えば、我が由利本荘市にスキー場があって、大変楽しいと
いって子供たちや孫を連れて行ったときに、そこにロープを張っていて、それはもうぶ
つかったら凶器になる、ぶつかったら死ぬんだよと、そういうことを教えて私たちが連
れて行かなければならないのか、ネットもはたして安全なのか、穴が空いててネットの
そばに行ったら、引っかかったら首つり状態になって死ぬんだよって、そこまで教えて
私たちはスキーに連れて行かなければならないのか、その安全対策の会議を開いてい
たってということですが、何回、いつ開いたかということは引き継ぎあったのでしょうか。
そこを、この2つを伺います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 池田議員の再質問にお答えしますが、人材育成についての遠距離の
学生について、今後続けるかどうかの云々でございますが、先ほども申し上げましたよ
うに、これは合併協議会のときにもそういう話が出ました。そうすると、遠距離通学、
その学校の選定等についても差異もあるわけでございますが、これにつきましては、や
はりこれから今までの経過も踏まえて、子供たちの意欲を落とさないようなことを考え
ていかなきゃならないことが一つと、それからもう一つ、申し上げましたように奨学金
制度とか、そうしたものの活用ができないのかというようなこともあわせて考えてまい
りたいと、このように思います。

それから、スキー場の問題については、確かに6月に訴状が届きまして、その段階で
私たちはその、由利本荘市が今度裁判を受けることになりましたが、これまでの経緯等
については、一番詳しい、詳しいと言うんでしょうか、これまで実際受け答えしてきた総
合支所長から答弁をさせます。

いずれにいたしましても、これからスキー場、こうした経験、経緯を踏まえて、より
安全な対策を講じてまいりたいということを申し上げましたので、以上でございます。

それで総合支所長の方から答弁をさせます。

以上です。

議長（齋藤栄一君） 植村矢島総合支所長。

矢島総合支所長（植村清一君） 52番議員の再質問にお答えいたします。

スキー場の安全委員会の件でございますけれども、安全委員会は事故後に7名の方を
委嘱申し上げまして構成して開催しております。これは、庁内だけでなく、県内外から
その道の専門家をお願いして開催して事故防止にあたってきたわけでございますけれど
も、ただいま1回しか開催しておらないというようなお話でありましたが、会議は1回、
その年に行っておりまして、その後、現場でも協議をしております。そして、去年は会
議を開催しておりませんが、このときに決められました安全基準については、今
も遵守しながら行っておりますし、そのほか救急救命士による指導なんかも受けており
まして、今後このような痛ましい事故が二度と起こらないよう肝に銘じているところで
ございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 52番池田千紗子さん、再々質問ありませんか。52番池田千紗子
さん。

52番（池田千紗子君） それで、安全確認もなさっているということですが、
そのマニュアルはあるのでしょうか。それと、7人でということですが、7人の構成は

今ここでは発表できないものでしょうか。それを伺います。

議長（齋藤栄一君） 植村矢島総合支所長。

矢島総合支所長（植村清一君） その安全委員会で作成されましたマニュアルはございます。それから、構成の7名の委員ですけれども、これにつきましては、例えば東京索道株式会社、リフトの大きな会社ですけれども、それから田沢湖のスキークラブとか鬼首のリゾートシステムの支配人とか、湯沢スキークラブ、それからジュネス栗駒スキー場の索道技術管理者、東北スノーボード協会の事務局長等でございます。

議長（齋藤栄一君） 以上で52番池田千紗子さんの一般質問は終了します。

次に、76番長沼久利君の発言を許します。76番長沼久利君。

【76番（長沼久利君）登壇】

76番（長沼久利君） 通告書に従いまして、大項目2点についてお伺いします。

先月8月の月例経済報告で、景気は緩やかに回復しているとの修正が発表され、景気は昨年度後半より、踊り場状態から脱却したと宣言いたしましたでしたが、実態はいかがでしょうか。ことし4月から6月期の国内総生産は、三四半期連続でプラスの成長を記録し、株価も今月2日に1万2,600円台を記録するなど、景気の堅調を示す数字が出されていますが、実感はいかがでしょうか。

また最近では、原油の高騰が中小企業や商業に悪影響を与えながら、景気回復の実感がほとんどないというのが現状ではなかろうかと思えます。景気は経営リスク、いわゆる3高、円高、原油高、資材高におびえながら、消費者物価高騰や消費量の落ち込みの中で、商工業のおかれている現状は厳しさを増すばかりであります。そういう現状を踏まえながらのまちづくり三法と都市計画の整合性についてお伺いをいたします。

まちづくり三法は、平成10年に成立した法律であります。1番目に中心市街地の活性化、2番目に個別の出店に伴う問題の除去、3番目に計画的適正立地を目的とした3つの法律があわさった法律であります。疲弊する中心市街地の活性化を図るとともに、まちのあり方に大きな影響を与える大規模店舗の適正な配置を図り、個々の出店に対して周辺環境との調和を確保するために、一定の調整プロセスを設定するためにできた法律でもあります。

この三法に共通するものは、いずれも運用主体が地方公共団体の手にゆだねられたということであり、そして、地域が、地元が責任を持ってまちのあり方や大規模店舗、そして中心市街地のまちの調和を考え、これを実行することになった点であります。その意味で三法は、地方分権の方向を十分に体现できるものであり、各自治体が自分のまちのあり方を理念を持って対応できるということの前進にあるものであると考えます。要するに法律は、地元のまちづくりのニーズにのっとった大規模店舗の適正立地と適切な出店の確保を実現することを目的としているということになります。そういう中、旧市内にも平成10年10月31日、3,838平方メートル、ショッピングセンター、いわゆるデンコードーが出店しました。平成16年10月29日には、5,047平方メートル、プレスポ本荘が出店し、そして平成16年10月26日には14,288平方メートル、イオンショッピングセンターがそれぞれ開店をいたしております。その影響か、否か、そういう中で市の統計を拝見しますと、平成11年度と平成14年度の推移を比較した統計では、店舗数が1,632店舗から1,443店舗、約190店舗が減になっております。従業員数は7,076人から

6,830人、約250人の減、年間の売上高も1,694億円から1,358億円、約350億円の減という数字になっております。このような数字から推測されることは、消費者自体の経済力の低下と大型店の郊外進出による購買力の流出、そして流通の急激な変化への事業者の対応不足、または観光開発などの低迷による誘客力の弱さというような複合的な問題がここにあらわれているのではないかと思います。そして、このまま推移すると、旧来の市の中心市街地にあった、いわゆる生活していくための機能さえ郊外に移り、関連施設さえ郊外に出て行き、住宅にしても郊外の農地を求め、郊外に建てられるようになります。要するに、人がまちの真ん中に集合する理由がなくなるということでもあります。人のいなくなるころには、もちろん商売は成り立ちません。いくらアーケードを整備しても、道路の拡幅を実施しても、解決策には至りません。したがって、これからはまちの真ん中に定住人口をふやす努力を、計画をしていかなければならないということでもあります。そうしなければ一層高齢化社会が進み、シャッターが閉まった、そしてゴーストタウンと化したまちの中を車を押した高齢者があふれ、買い物にも行けない、住みにくいまちになってしまうということでもなかろうかと思います。

こういう問題は、大型店の許可権限を市町村にゆだねたことにも問題があります。しかし、逆を言えば、それだけ現在の状況を把握しながら都市計画をしっかりと策定していかなければならないという市の責任でもあります。解決策は、空き店舗の活用や魅力ある商店街づくり、また、大型店の中心市街地への立地を誘導するなど、いろいろな対策を講じながら、いかにこのまちづくり三法、3つの法律を活用した考え方を示していくかということにかかっていると思います。古代万年の時代から、ゾウとアリが共生してきたように、市街地と郊外、そして大型店と小規模店が共生できるために、行政としてできることは何かということが問われると、まちづくり三法の活用の中で、いかにこの都市計画法を見直しながら商店の活力に結びつけていくかということが大きな方向性を見出すものと考えます。その整合性についてお伺いするものであります。

2点目について、あきた教育新時代創成プログラムと今後の教育行政について、お伺いします。

「批判された子供は非難することを覚える。殴られて大きくなった子供は力に頼ることを覚える。笑いものにされた子供はものを言わずにいることを覚える。皮肉にさらされた子供は鈍い良心の持ち主となる。しかし、激励を受けた子供は自信を覚える。寛容であった子供は忍耐を覚える。賞賛を受けた子供は評価することを覚える。フェアプレーを経験した子供は公正を覚える。友情を知る子供は親切を覚える。安心を経験した子供は信頼を覚える。かわいがられ、抱き締められた子供は世界中の愛情を感じ取る。」この言葉は、最近、天皇家、皇后様が嫁ぐ紀宮様に贈った言葉と言われております。アメリカの家庭教育学者、ドロシー・ロー・ノルトの言葉であると言われております。教育とは教えることではなく、正直に生きることだなというようなことを感じると同時に、ここに内包されている一言一句が生活または教育の源であるということを感じたところでもありました。

さて、本県、昨年12月に成案化された、あきた教育新時代創成プログラムは、社会が混迷を深め、社会の仕組みが新しい要請に十分対応できなくなっている現在を打破し、個人や企業意欲、地方の自主性を引き出そうとした観点から、教育現場においても児童

数の減少が続く中で財政の弱体を克服するために、先見性と計画性を持った教育行政のために進められた計画であると伺っております。計画を拝見して、ゆとり教育を掲げた新学習要領の全面見直しを中央教育審議会に要請した文科省のこと、指導力不足と認定された小・中・高の教員数が全国で最多の556人に達したとの発表の結果、そして昨年の経済協力開発機構（OECD）の学習到達度調査の国際比較調査結果の読解力と数学的応用力の低下、そしてきのうの夕刊にあったように、文科省の全国学力テストの実施の動きなど思い浮かべながら、社会経済情勢が不透明感を増せば増すほど国や県づくりに必要な人材が必要とされるのに、拙速とも取れるこのプログラムであると私には映りました。そして、単に教育行政のスリム化という感が否めないという感想を持ちながらの質問であります。

まずは第1章の人材の有効活用と新しい人事評価システムの確立の中から、よく世情の中では「恒産なくして恒心なし」と申しますが、1番目の教職員の縮減と非常勤職員の活用で教育の質を低下させないための公教育の責務を果たせるのか、まずは1点目伺います。

2点目として、教員評価での人事評価制度で、教員の自己申告による目標管理手法の導入で、校長、教頭による複数評価の実施がはたして可能なのか、2点目に伺います。

3点目には、民間人等の校長への登用について、実現性と方法論について何うものがあります。また、学校組織の機能強化の中で、児童生徒数の削減による学校事務のセンター化は、できるのであれば早急に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、民間活力を活用した教育環境の向上を目指しながら、指定管理者制度下での県立学校の給食調理業務の民間委託が実施されていますが、本市での実施は、または見通しはいかがか伺うものであります。

先に述べたドロシー・ロー・ノルトがどのような関心を持つのか、教育長の答弁と重ね合わせながらお伺いをいたします。

以上、大項目2点についてご答弁をお願いします。

終わります。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 長沼議員のご質問にお答えします。

初めに、1のまちづくり三法と今後の都市計画法との整合性についてであります。大規模小売店舗立地法（大店立地法）、改正都市計画法、中心市街地活性化法の、いわゆるまちづくり三法につきましては、商店街を含めた中心市街地の活性化を目的に制定されたものであります。

それまで中小小売業を保護する目的で施行されてきた大規模小売店舗法いわゆる大店法の廃止に伴い、郊外型大型店の出店が進むなど、中心市街地の空洞化に拍車がかかることが危惧されることから、行政として一定の規制や誘導・支援を行いながら中心市街地の活性化を図ろうと制定されたものであります。

しかしながら人口増加が停滞する中での核家族化の進行やモータリゼーションの発達、そして大規模商業施設の郊外出店の増加などにより、都市の郊外への拡散状態に歯どめをかけ、中心市街地の活性化に結びつく有効な手立てとはなっていないのが現状であり

ます。

こうした状況を踏まえ、今後のまちづくりのあり方として急激に進む高齢化社会や効率的な社会資本整備、エネルギー問題や環境負荷の軽減を考慮したコンパクトなまちづくりが求められており、国では市街地再生のためのアドバイザー会議を設置し、その中で市街地居住人口の増加、来街者の増加、にぎわいの確保、容積率等の見直しによる公共公益施設など都市機能の市街地への誘導等を柱に、まちづくり三法の抜本的な見直しを検討しているようであります。

市としましては中心市街地の活性化が今後の新市発展の重要な課題であると認識しており、新市まちづくり計画などに基づき、国の施策方針とも連携し、各種施策を活用しながら活性化策を展開してまいります。魅力ある商店街を形成するためのみずからの取り組みや地域での住民参加によるまちづくりへの意欲と取り組みが肝要であり、そうした機運を醸成していくとともに地域住民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでまいります。

2番の、あきた教育新時代創成プログラムと今後の教育行政についてであります。教育の大切さについては先ほどお答えしましたが、このことにつきまして教育長がお答えをいたします。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 長沼久利議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

2の、あきた教育新時代創成プログラムと今後の教育行政、（1）第1章人材の有効活用と新しい人事評価システムの確立についてでございますが、教職員の縮減と非常勤職員の活用で教育の質を低下させない公教育の責務を果たせるか、このことからまでは関連がございますので一括してお答えをいたします。

県教育委員会がこのプログラムを打ち出した背景には、少子化により児童生徒数の減少、危機的な財政状況が続いている現状を踏まえ、秋田の将来を担う子供たちの心豊かな成長と確かな学力の向上を図るためには、活気あふれる学習活動ができる教育環境をつくったり、効率化できるところは効率化し、充実すべきところは充実させたりしながら教育の質を維持しようとする意向があるものと思われまます。

このプログラムの実施に当たっては、これまで数次にわたる県教育委員会の説明を受け、各市・町においても議会や学校現場及び各教育委員会等でも幅広く真剣な議論が展開されてまいりました。

の教職員の縮減についてであります。ご案内のとおり教職員の縮減につきましては、児童生徒数の減少と密接な関連がございます。具体的には、昨年度から平成25年までの9年間で児童生徒の減少及び学校統合等により、教職員数の約15%にあたる1,707人が減少する見込みがこのプログラムに示されております。

この実態からして、教職員の縮減は避けられないものにとらえており、非常勤職員の活用による教育の質の低下が懸念されておりますが、このプログラムの導入の目的が、そもそも教育の質を低下させないところにあることから、非常勤職員の研修を深めることはもとより、個々の専門知識や特技を持った非常勤講師を活用することで学校の活性

化を図るなど、懸念されているような事態を招かないように慎重に取り組んでまいり所存でございます。

の教員評価の実施に関するプログラム案では、教育の直接の担い手である一人一人の教員の資質向上と教員が連携し学校全体として教育力を高めていくため、新しい時代に対応した人事評価制度を導入するとされております。

さらには、自己選択、自己申告をもとに、校長・教頭との日常的・継続的な面談、コミュニケーションを重視しながら評価を適切に進めていくこととされております。

由利本荘市においては、昨年度、既に新山小学校がモデル校として取り組んでおり、今年度は次年度からの本格実施に向けて、すべての小中学校で試みているところでございます。県教育委員会では、公正かつ客観的な評価ができるようにするために校長・教頭を対象とする評価者研修会等を開催しておりますので、各校ともこの評価システムを前向きにとらえ、教員の資質向上と学校の活性化を目指して適切に運用されいくものと思っておりますし、指導してまいりたいと思っております。

の民間人の管理職登用につきましては、文部科学省は8月13日に、教頭も民間から登用できるよう資格要件を緩和する方向を固めており、既に校長につきましては13年度から始まった民間人校長の登用が、16年度までに既に76人、17年度には92人に達するなど、全国的には学校経営の活性化を推進するために各県で意欲的に取り組まれておるところでございます。

県教育委員会では、他県の動きを見ながら対応していきたいという姿勢を示しておりますので、全国の動向や県の意向を受けながら適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の学校組織の機能強化についてお答えをいたします。

初めに、現在の実情を申し上げますと、この学校事務センター化導入の背景には、多様化する学校事務の効率化と事務職員個々の能力向上等の必要性がございます。

昨年度、秋田県では唯一羽後町がセンター化を導入いたしました。今年度は、本市を含む6市町で導入しているところでございます。

本市におきましては、新山小学校、小友小学校、北内越小学校、松ヶ崎小学校の事務職員を拠点校である新山小学校に集中化させ、それぞれの学校の事務を統括し、新山小学校以外の3校には非常勤職員を配置しております。

センター化導入から5カ月が推移しましたが、複数配置により事務の正確性が増し、適切に処理できること、事務の透明性が図られることなど、おおむね各校ともこの導入を評価しております。

今後の導入については、成果と課題を整理し、県教育委員会と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、(3)の民間活力を活用した教育環境の向上にお答えいたします。

指定管理者制度による給食調理業務の民間委託実施の検討についてのご質問でございますが、本市の学校給食は、センター方式と自校方式で運営をいたしております。その内訳は、センター方式として本荘給食センター、西目学校共同調理場が幼稚園を含む4校と1園を対象に、残る28校は各学校で調理をし、全体で8,400食を提供いたしております。

今年7月に施行されました食育基本法により、家庭や学校の食生活改善への取り組みが顕著になりまして、義務教育期においては、楽しい食事や学校給食を通じた豊かな人間性を育成するための取り組みが重要と位置づけられ、学校給食が単なる食事ではなく食育としてとらえられております。

現在、市では指定管理者制度に関する指針を定め、公共施設全体の管理方法について検討を行っているところでありますが、給食調理業務については食育に関する教育の観点から、現時点では当分の間、直営方式での運営を考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（齋藤栄一君） 76番長沼久利君、再質問ありませんか。76番長沼久利君。

76番（長沼久利君） それでは1点だけご質問させていただきます。

非常勤職員の活用で教育の質を低下させないということで、幅広い人材の活用等々お話しされましたけれども、職員の採用方法、今までのような採用方法か、変化していくのか、その辺の見解をお伺いして質問を終わります。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 非常勤職員の事柄につきましては、多方面からの非常勤職員がございまして、いわゆる今、TT加配という段階、それから、いわゆる育休・産休補充等、それから病欠補充等がございまして、その他さまざまな、いわゆる多動的な子供に対する対応の仕方だとか、そうしたことで若干ふえているところは確かでございます。しかし、こうした先生方を本県でもっと多方面な技能を持つ教諭として確保したいという観点から、例えば情報教育に対する、それからいわゆる障害を持つ子供さん方に対する対応の仕方とか、そうした特異な分野の先生を3年間ぐらいは固定した形で採用できないものかというようなことで、いわゆる任期つき教諭、任期つき採用というような方向で県の方では動いているようでございます。こうした動きに私どもも注視しながら、県の指導で採用できればと、このように考えてございます。

議長（齋藤栄一君） 以上で76番長沼久利君の一般質問は終了します。

次に、114番藤原友一君の発言を許します。114番藤原友一君。

【114番（藤原友一君）登壇】

114番（藤原友一君） 一般質問をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お疲れのようでございますが、しばらくの間、よろしく願い申し上げます。

6月の定例会並びに前壇者においてもたくさんの質問がされておりますので、いろいろとみなまざっているところもありますが、どうか内容によりましては重複されているところもあると思いますが、方向を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回の質問に当たりまして、常日ごろ本当に考えている、思っていることを率直に質問させていただきたいと思っております。

まずは3月22日に合併以来、柳田市長が誕生いたしまして、市政が順調にスタートしておりますが、皆さんご存じのようにたくさんの課題が山積しております。これからが正念場であります。また、一日も早く私は市民が理解をし、納得し、本当に充実した発展できるような新市になる、なっただきたい、軌道に乗っていただきたい、このような思いであります。

またもう一点は、皆さん先ほど来ご存じのとおり、全国的にはいくらか経済の上向きにはなっていると言われておりますが、特に我が県などの地域では、大変厳しい経済状況が続いております。少子高齢化、急速な過疎化が進んでおります。そういう経済力がなく、結婚して子供を育てる自信がないと嘆いている若者も出てきております。これだけの広大な面積と整った環境、恵まれた自然があり、合併のパワーを持って個人所得の向上に、何とかつながる施策、アイデアはないものかと、豊富な自然を生かし、本当に住みよい活力のあるまちづくりができないものかとの思いで質問をさせていただきます。

身の周りから若者が見えなくなり、農林業の低迷、活力がなく、老人世帯が多くなり、深い雪の中でじっと我慢している姿、どうしようもないいたたまれない気持ちであります。なぜこうなってしまったのでしょうか。地域に活力を戻したいのです。戻さなければならぬのです。9万人の市民が力を合わせ、官民一体となって豊かな活力あるまちづくりに目標を一つにして、希望を持って進むならば、必ずできるものと信じるものであります。市長の決意を伺うものであります。

前から政策について通告をしておりますので、簡単にご質問させていただきます。

大きくは3点でございますが、市長の基本姿勢について、1、共生・協働・創造の説明について、これは私も大変賛同しているものでございますが、市長の深い思いをもう一度ご説明いただければと思います。

新市のまちづくりの柱について、合併のパワーを十分生かしていけるまちづくりについて伺うものであります。

2番の各種イベントの参加、小・中・高校生の交流についてでございますが、やはり基本的な新市のまちづくりには、各人事の交流、今までの町単位の長い間の歴史、伝統・文化をお互いに理解し合うことから始めなければならないのではないのでしょうか。海あり山あり、都市部あり、そういうところでの何百年という歴史の、まず市民がお互いの地域を理解し合うことから、そこが最も大事ではないかなと、そういう意味からこのイベントの交流ということでお聞きをしたいと思います。やはり日時、あるいは同じ日に同じようなイベントがやられておりますが、そういうものの工面をしながら、全市民が見て、行けるような、見られるような、参加できるような、そういう工夫が大事ではないかなと、そういうように思うのでございます。

大きな2番でございますが、産業振興について、1番が特色ある農業、特産物の開発促進について、2つ目に特徴を生かした観光振興について、3つ目、林産資源の利用拡大について、4つ目に観光資源の保護についてでございますが、この点については前々からの質問者に答弁をされておりますけれども、やはりこの地域でのほかにない、全国にないものを、アイデアを持って見出していかなければ、到底並の感覚では太刀打ちできない、開発できないものではないかなと、このような思いからでございます。山形県などでは、やはり高収入を得ているいろんなものをやられております。ここでもできないはずがないのではないかという思いでございます。特に最近、山間部ではございますが、鳥海山の山菜は常に私は日本一だなどと、このように今までも申し上げてきておりますが、県外からの山菜採りといいますか、もう団体で、20人、30人が、もう全滅するぐらいに来て採っていくという、そういう人たちがどんどんふえております。地域の本当に特産物として、それを採取して生活している方がたくさんおるわけでございますが、

何せそういう無謀に乱雑に採られているというような現状に対して、ただ見過ごしてよいのか、このような市長の今後の対策について伺うものであります。

さらに、今、いろんなきれいな水、あるいはきれいな川と言われて、水と緑の地域と言われておりますけれども、釣り客がたくさん春以来来しておりますけれども、全然魚がいないと言ってぶつぶつ帰る方がたくさんおります。というのは、どういうわけなのか、今、自然のそういうヤマメとかイワナがもういなくなっているのは事実でございますけれども、やはりこれは自然保護のために放流をいたし、育てていかなければいけないのではないかと、これだけのきれいな環境があるわけでございますので、何とかその保護について、放流について、今後拡大していく気はないのか、ご質問させていただきます。

それから、大きな3番目でございますが、自然エネルギーの利活用、促進についてでございます。

今、由利本荘市の風力発電などがございますけれども、現状についてはどうなっているのか、ご答弁願いたいと思います。

さらに、今、由利本荘市では産学、要するにTDK、大学がございます。そういう中で、この自然エネルギーを利用した各家庭でも簡単に利用できる、あるいは除雪などやビニールハウスなどに利用できるような開発システムはできないものか、そういう開発システムの開発に市としても、行政としても何らかの手助け、援助などはできないものかと、このようなことをご質問させていただきます。

以上、大きな3点でございますが、市長の決意とご答弁をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1の市長の基本姿勢について、（1）共生・協働・創造の説明について、新市のまちづくりの柱についてのご質問でございますが、去る6月の第1回市議会定例会における施政方針でも申し上げましたが、私は「住んでよかった」「住んでみたい」「住み続けたい」と思える「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」という新しい郷土を建設するため、市政の主人公は市民であるという基本姿勢に立ち、共生・協働・創造を市政推進の基本理念に、市民に信頼される市政の確立と豊かで清新な活力に満ちあふれるまちづくりを進めてまいり所存であります。

すなわち、合併した8つの地域が有する特性や伝統・文化が共生し、融合し合いながら、それぞれが地域核として有機的に働き合い、バランスの取れたまちづくりを進めることであり、徹底した情報公開による透明性の高い市政運営を行いながら市民のまちづくりへの主体的参加と行政との適正な役割分担に基づく住民自治のまちを確立することであります。

さらに、行財政改革を不断に進めながら、農業や商工業、観光産業等を強め、新たな企業起こしへの支援と地域雇用の拡大を図りながら、進取の気概あふれる人づくり、まちづくりを進めることであります。

そのため、地域自治区における地域協議会の円滑な運営を図りながら、地域の声を十分把握し、市政に反映してまいるとともに市民の積極的な地域活動を促進してまいりた

いと存じます。

また、それぞれの地域が自立する一方、各地域が連携する一体的なまちづくりが重要であることから、各拠点を相互に結ぶ道路網の整備と情報通信網の基盤整備を進め、地域格差を解消することがいち早く取り組まなければならない課題ととらえております。

さらに、各産業ごとの振興策を推進することはもとより、鳥海山を核に鳥海山ろくから日本海に至る新たな観光ネットワークを確立することが将来にわたって活力ある地域づくりにつながるものと確信しております。

いずれにしろ各地域でそれぞれの課題を抱えております。この課題解決に向けては、合併によるスケールメリットを最大限に生かしながら、市民と行政が一体となって将来にわたって輝きのある都市の建設に邁進してまいりたいと存じますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

次に、(2)の各種イベントの参加と小・中・高校生等の交流についてお答えいたします。

旧各市・町において開催されてまいりました各イベントの開催につきましては、合併協議会において、これまで観光客の誘客や地域のにぎわいの創出などに大きな貢献を果たしてきたことにもかんがみ、ご承知のとおり新市においても当面は現行どおり開催していくことで協議がなされております。

ことしのイベントについては、これまで日程が重複していた花火大会を調整し、由利地域と本荘地域で2日間連続開催となるよう、また、本荘川まつり花火大会の開催日を1日ずらすなど、より多くのお客様にご参加いただけるよう配慮してまいりましたが、来年度以降のイベントにつきましては、合併協議会の中でも将来的には統合・調整を図っていくことで協議がなされておりますので、より効果的で効率的な事業展開を目指し、観光協会を初めとした関係団体と連絡調整を図りながら対応してまいりたいと存じます。

また、児童・生徒を初め多くの市民参加を図るべきとのご意見であります。イベントはより多くの方々の参加により活気とにぎわいが生まれるものであります。多くのイベントは休日開催であり、学校においては部活動なども多く開催されている状況にありますが、可能な限り多くの皆さんに参加いただけるようにPRにも配慮したいと思っております。新市の子供たちの一体感を早く醸成するためにも必要なことと存ずるものであります。

次に、大きい2番の産業振興、(1)の特色ある農業、特産物開発促進についてにお答えします。

本市は、広大な農地と多様な気象条件を有しており、稲作を基幹としながらも地域特性を生かした青果物や畜産などの経営体の確立を推進するため、JA秋田しんせいと連携をとり、重点品目や地域品目の産地化を目指してまいります。

平成15年にJA秋田しんせいでは、広域集荷センターを設置し、青果物の一元的集荷がなされ、学校給食や独自の直売施設等への供給体制が整備されており、道の駅併設型直売所を初めとする市内の直売所においては、販売のみならず地域情報の発信拠点としても期待しております。

また、農産物の生産から加工・流通までを組み合わせた総合的なアグリビジネス確立

のためにも安全な農産物志向など、消費者の多様なニーズにこたえる農産物を利用した特産品の開発・研究は不可欠であり、今後はこのような事業に取り組んでいる加工グループ等に対してもハード・ソフトの両面から積極的に支援してまいります。

次に、(2)の特徴を生かした観光振興についてお答えしますが、本市の観光拠点であります鳥海高原は、県内有数の積雪地帯であることから、観光施設につきましては冬期間一部を除き休業している状況にあります。積雪期は鳥海高原矢島スキー場、鳥海オコジョランドスキー場の2カ所が中心となりますが、近年のスキー人口の減少から厳しい営業を余儀なくさせられている現状であります。

雪を活用したイベントといたしましては、南由利原で行っておりますスノーモービルなどを使用した雪まつりと東由利地域の雪上野球大会をメインとした雪まつりツアーなどがございますが、寒さの厳しい時期でもあることから集客は少ない状況であります。

これまでも雪を利活用できないものかと各地域で思案をしておりますが、観光客を呼び込むまでには至っておりません。積雪はその年により変わることもありますが、雪が降らないということはあり得ませんので、雪を逆手に取った観光イベントの創出は、本市の冬期観光にとって大きな課題であります。具体的なイベントや内容につきまして、今後ぜひ検討してまいりたいと思っております。

次に、(3)の林産資源の利用拡大についてお答えします。

これまでも各地域において、本荘地域のぱいんすば新山や由利地域のゆりえもん、ウェーブ岩城など、さらには本年度は由利地域の神明会館や今回の補正予算に計上いたしましたぱいんすば新山の駐輪場建設に当たって木材利用を推進しており、今後も継続するほか、民間工事への利用PRについても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、需要の冷え込みや働き手の高齢化によって進む山の荒廃を防ぎ、植林と伐採というサイクルを確立し、確かな消費を生み出すことが大切であることから、森林整備地域活動支援交付金や民有林造林促進事業などにより林家の経営を引き続き支援してまいります。

次に、(4)の観光資源の保護について、お答えいたします。

内水面漁業につきましては、これまでも子吉川水系漁業協同組合を初め、各漁業関係団体と連携を図りながら稚魚放流事業などを実施し、内水面漁業の振興と水産資源の確保を図っております。この大切な資源を守り、密猟や乱獲を防止するため、漁業団体では漁場監視員による監視活動を強化しております。

今後も釣り人のモラルとマナーの向上に向けた啓蒙活動を強化するとともに、漁業団体が行う漁場監視活動を支援してまいります。

また、水産資源の確保のために、これまでどおり稚魚放流事業等に助成を行うとともに、河川環境の保全にも努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きい3番の自然エネルギーの利活用の促進についてお答えいたします。

風力、太陽、水力、地熱、天然ガス等を活用した自然エネルギーの利用は、地球環境を考えると今後も活用の幅を広げていくべき分野であると認識しております。

本市においても民間業者や民間との共同研究で風力発電が行われており、また現在、天然ガスを活用した発電と冷暖房システムの導入を推進しておりますが、一般家庭にお

いてのシステム導入の際に、国・県や外郭団体等から補助を受ける制度は、残念ながらないようであります。財政的に市単独での助成は厳しい状況でありますので、今後、国・県等とこうした補助制度について協議してまいります。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 114番藤原友一君、再質問ありませんか。114番藤原友一君。

114番（藤原友一君） 1点だけお願いしたいと思いますが、特産物の開発と販売でございますけれども、各旧市・町単位では直売所というものはたくさんあるわけがございます。それと同時に加工などをする施設、あるいは加工を研究する施設もあります。各町では、なかなか有効に使い切れないでいるようなところもございますし、そういうものの市単位での早急な組織づくりといたしますか、交流といたしますか、そういうものが必要ではないかなと思うわけがございます。

また、山のもの、海のもの、あるいは各地域での特産物の販売をどこでも売れるようなシステムといたしますか、指導といたしますか、そういうような体制といたしますか、そういうものがつくられないものか、いま一度お伺いをしたいと思います。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 藤原議員の再質問にお答えしますが、今、地域に加工所とかそれぞれ大変ご努力されている姿を拝見しております。順調にいつているところ、あるいは頑張ってもなかなか成果が上がらないところなどもあるのも実情であります。これにつきまして、各地域のそうした事情等も十分推しはかって、これからよい方向での地域の特産物が地域の収益になれるような、そうしたことを探ってまいりたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（齋藤栄一君） 114番藤原友一君、再々質問ありませんか。

114番（藤原友一君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で114番藤原友一君の一般質問を終了します。

ここで15分間の休憩をいたします。

午後 2時31分 休 憩

午後 2時47分 再 開

議長（齋藤栄一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番高橋和子さんの発言を許します。14番高橋和子さん。

【14番（高橋和子君）登壇】

14番（高橋和子君） では始めます。

合併後5カ月経過いたしましたけれども、新市におきましては、特に大きなトラブル、事故、災害等もなく、平穩に経過しておりますことに対しまして、市民は少し胸をなでおろし、安心をしているところでございます。ただ、今気になりますのは、14号台風の行方でございます。14号台風のことを市長に申し上げても、せんないことでありますけれども、何とか大きな被害が出ませんようにと強く思うものであります。

それでは、1項目目の質問に入ります。

合併後に調整が必要とされた項目、課題及び調整等の進捗状況についてお伺いいたし

ます。

税務課関係ですが、税の収納対策では、新市において再編するとなっておりますけれども、現状はどうで、今後どのようにするのか。

もう1つは、地籍調査後の課税は、今現在、地域によって3年経過後、即課税と時期がまちまちですけれども、どのように調整するのか。

そしてまた、共同参画交流課関係の調整項目の中にあります各地域のふるさと会と新市とのかかわり方はどのようにするのか。

もう1つは、旧地域の国際交流団体、協会への補助や事業等についてどのような検討をなさったのか。

以上、私は合併後の調整が必要と言われた項目の中から4点ほど質問いたします。

議員の在任特例の中の一つに合併後の課題、調整項目については検討、議論を重ねて調整していくという約束事があったはずであります。ですけれども、今現在、調整した部分が見えてきません。これからすべての項目にわたって、私たちが取り組むには残された時間も限られているわけでございます。せめて事務方で決定した事項と内容、経緯について可能な限り市民に公表していただきたいものと強く思っております。市長の所見をお伺いいたします。

次は、大項目2について質問いたします。

これからの質問の中に「部落」という言葉が出てまいりますが、この呼び名は同和の方では差別用語ですけれども、この地域では古来から使ってきた呼び名であります。あえて「部落」という呼び名を使わせていただくことをお許しをいただいて質問させてもらいます。

平成15年11月30日開催の第10回合併協議会において議題に出された協議第28号財産及び債務の取扱いについて。継続協議でした。(1)「各市・町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。」(2)「本荘市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産区、北内越財産区及び松ヶ崎財産区並びに大内町の北内越財産区については、現行のとおり新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。」との提案でしたけれども、委員の方からのまたの提案により、(3)として「普通財産のうち立木の処分があった場合は、それぞれの地域に配慮するものとする。」という文言を追加することで確認合意されております。そして、このことは合併協定書にも記載されております。新市における由利本荘市例規集の中にも「第13類その他(部落有財産統一条件)」として、矢島町部落有財産統一条件、鳥海村笹子地区部落有財産統一条件、鳥海村川内地区部落有財産統一条件、鳥海村直根地区部落有財産統一条件が登載されておりましたけれども、前回の加除時にこれが削除されたような形になっております。これは一体どういうことでしょうか。

それで質問であります。矢島町部落有財産統一条件、鳥海村笹子地区部落有財産統一条件、鳥海村川内地区部落有財産統一条件、鳥海村直根地区部落有財産統一条件を由利本荘市例規集への登載から削除した理由、そして経緯、そしてまた今後どのようにしてこの統一条件を引き継いでいくのか、取り扱いの今後の方向性を示していただかないと地域住民に不安を与えることとなります。例規集から突如として消えたということは大変不本意であります。この件に関しましては、ぜひとも中身のあるお答えをいただきたい

いと強く強く思います。市長の所見をお伺いいたします。

それでは3項目目に入ります。

職員の給与の格差是正と職員間の人事交流の進め方について質問いたします。

この問題はタブーだと言われておりますけれども、大変重要なことですので、あえてお聞きいたしたいと思います。

職員の給与は、旧自治体のままで現在支払われていると思いますけれども、このままていくとさまざまな問題が発生することが考えられます。今現在、ラスパイレス指数で95.2から85.4と10ポイント近い差が生じております。支所間、または本所、支所間の人事交流が始まりますと、上下の逆転現象が生じることが出てまいります。こういう現象が出るから人事交流はなしとはいかないと思います。新市は一体感を持って進むべきだと市長はいつもおっしゃっております。そういう意味からも、同じ職場で働くからには、同一基準に基づいた給与体系の確立が早急に必要と思われれます。

また、同じ理由で嘱託職員、臨時職員の月額報酬の差が大きいので、統一を図るべきだと思いますが、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、市長の所見をお伺いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきますが、市長の具体的で明快な答弁を心から期待するものであります。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

お答えする前に、高橋さんが台風14号について大変心配されております。みんな心配しています。これにどのように対応するのか。私がみんなが力を合わせて念力をもって台風14号をそらせるようなことを考えたいと思いますが、これは天のなせることであります。私たちはもし万一襲ってきた場合のその対応をどうするかということは今盛んに検討しておりますので、ひとつ、もし来られても全力を尽くして頑張りしたいと思います。

それでは質問に対してお答えを申し上げます。

それでは最初に、合併後に調整されるとされた項目・課題及び調整等の進捗状況について、（1）の収納対策（税）についてでございますが、収納対策につきましては、市財政の根幹であります税財源の確保という観点のみならず、納税者間の公平性を保つ上からも重要視しているところであります。

市税・国保税の納付につきましては、その重要性や課税の内容等についてご理解をいただき、自主的に納付していただくことが基本であり、また、未納が発生した場合は、初期の段階で対策を立て、長期滞納者になることを防ぐことが重要であります。

このため、自宅への訪問、電話や文書による督促などにより、交渉を絶つことなく連絡を取りながら納税者の状況を把握することに努めており、また、納税相談の中で納税者の経済状況によっては、分納や延納等の便宜を図ることにより、完納への道筋をつけることを重視しているところであります。

また、種々の事情から経済的に困窮し、今後も納税できるまでの資力回復が期待できないと判断できる場合は減免申請を勧めるなど、個々の状況に応じた対応に心がけてお

ります。

一方で納付能力がありながら納付に結びつかない、いわゆる悪質滞納者とみなされる者への対応等につきましては、毅然とした態度で臨むべきというのが基本的な方針であり、これまでも給与・預貯金の差し押さえなど法的な手段を実施してきたところであり、今後もこの方針を一層進めてまいりたいと考えております。

長期化する不況により市民の生活は厳しさを増しており、税の滞納もふえる傾向にあるわけではありますが、公平性の確保が税制の命であります。確固たる意思を持って収納対策を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(2)の地籍調査後の課税方法であります。この地籍調査につきましては、現在、本荘・矢島・鳥海・東由利の4地域において計画に基づき順次進められているところであります。

地籍調査後の固定資産税の課税につきましては、毎年度の地籍調査の成果を翌々年度以降の課税に反映することが基本でございますので、この基本にのっとり対応していくこととしております。

次に、(3)の各地域のふるさと会と新市とのかわり方はどのようになるのかにお答えいたします。

各地域の出身者で構成されておりますふるさと会組織が、形態に多少の差があるにしても全地域自治区にありますことはご案内のとおりであります。

ご質問の趣旨の各ふるさと会が地域出身者によるふるさと会としてこれまでどおり運営されるのか、あるいは由利本荘ふるさと会として統合されるのかについてですが、現時点における各ふるさと会の意向としては、現状のままの方がよい、あるいは統合された場合には加入するが、開催となると各地域単位にならざるを得ないのではないかなど、大勢が現状維持を望んでいるようであります。

そのようなことから、今後のあり方につきましては、ふるさと会会員各位の郷土に対する思いを大切にしながら、多くの知恵を出し合っただけでしかるべき方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(4)の各地域の国際交流事業の今後の取り組み方について、お答えします。

国際交流事業につきましては、旧本荘市を初め各旧町において、それぞれつながりのある国際都市と友好交流事業を推進しておりますが、今後の国際交流事業の取り組みにつきましては、これまでの交流の経緯もあることから、全市的視野に立った事業実施の必要性と実施体制、それに実施可能かどうかも含め幅広くご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの調整の進捗状況はどうかについては、行政改革推進本部事務局長の方から補足説明させます。

次に、2番目の矢島町部落有財産統一条件、鳥海村笹子地区部落有財産統一条件、鳥海村川内地区部落有財産統一条件、鳥海村直根地区部落有財産統一条件、それら、由利本荘市例規集への掲載から削除した理由とこのことにつきまして、今後どのようにしていくかの質問でございますので、お答えいたします。

新市発足時において、旧市・町にだけ関係する例規で調整を要しないものは、暫定条例等としてそのまま引き継いでおります。これは、合併時に万が一このような例規、契

約等が散逸しないように登載したものであります。

合併後、例規等の整理を行っている段階で、統一条件は普通財産を管理する部署で別冊にし、保管するとともに、毎年調整をする財産台帳にも明示しておくことで条件内容が風化することのないようにすべきであるとの考えから、編さん先をかえたものであります。

また、統一条件等の旧村との契約関係は、旧矢島町、旧鳥海町だけでなく、旧岩城町を初め各町にも存在することから、2地域のみ登載すると誤解を招きかねないとの配慮が働いたことも別冊にした理由の一つであります。

今後の引き継ぎにつきましては、先ほども述べましたとおり、財産台帳に明記することが、より確実に引き継ぐ方法と考えておりますが、あわせて他の地域の統一条件と一緒に再度例規集に登載したいと考えておりますので、ご理解ください。

次に、大きい3の職員の給与の格差是正等待遇改善と人事交流の進め方についてお答えします。

新市を構成する旧市・町の平成16年4月1日現在のラスパイレス指数は95.2から85.4まで9.8ポイントの開きがございます。

ラスパイレス指数の変動要因としては、給料の改定率が異なる場合、初任給基準や昇格・昇給基準が異なる場合、職員構成、経験年数別階層の変動があった場合などが挙げられますが、今後、個々の実態を調査した上で給与の格差是正の手法について研究し、スムーズな人事交流の実施に努めるとともに、引き続き給与制度の適正化に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

嘱託職員や臨時職員等の雇用条件については、従事する業務内容や雇用期間等多様な雇用形態により違いが生じているものであります。これらについては、それぞれの実情等を個々に調査しながら対応していかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。

【行政改革推進本部事務局長（佐々木均君）登壇】

行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） 高橋議員の事務事業の調整状況について、どうなっているのかというご質問でございますけれども、合併後に調整するという内容につきましては、大体350項目ほどございました。その中において新市になりましてから行政改革推進本部を中心といたしまして、各関係各課と協議をしまして、各種手数料や検診の自己負担金、福祉や教育関係の各種事務事業等につきましては、新市スタートとともに可能な限り調整をし、統一を実施してきておるところでございます。ただ、激変緩和の観点から、統一できずに地域不均一の状態で推移しているもの、例えば国保税や水道料金、下水道料金などはご案内のとおりであります。そのほかとして行政協力員の取り扱いや自治会への補助などがあります。これらは約60項目ほどとなっております。これらの検討課題の中には水道料金のように年数を決めて検討しているものもありますが、中には新市の一体性の観点から、早急に結論を急ぐ必要のものもあります。早急に調整をすべき項目としては、自治会への補助など20数項目ほどございますけれども、これらの項目は平成18年度の予算編成に向けて、現在、担当課において鋭意調整を

進めておりますので、新年度に向けての調整ということでご理解をいただきたいと思
います。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 14番高橋和子さん、再質問ありませんか。14番高橋和子さん。

14番（高橋和子君） 今、市長さんから私の第2項目について、再度例規集に登載
しますというお話でしたけれども、それは、時期はいつごろになりますかということと、
早めにして下さいということと、それから今、佐々木さんの方からお話ありました60
項目課題、これからのさまざまな調整するものももう60項目ぐらいありますというこ
とでしたけれども、その都度都度はできませんでしょうけれども、可能な限りやはり市民
の方々に公表して、こういう調整しましたよという公表をしていただきたい、そのよう
に思っております。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） ただいま例規集のこと、それから調整項目の公表に関すること、こ
の2点でございますが、例規集のことについては、これにつきまして佐々木局長からお
答えしますが、この調整項目の公表については、できるだけ公表できるようにしてまい
りたいと、このように思います。

議長（齋藤栄一君） 佐々木行政改革推進本部事務局長。

行政改革推進本部事務局長（佐々木均君） ただいまの高橋議員の再質問にお答えした
いと思えます。

最初に統一条件等のいつ登載するのか、急いでということでございますが、先ほども
市長の答弁にありましたように、できるだけ早く、ただし、先ほど言いましたように旧
矢島町、旧鳥海町だけじゃなくすべてにありますので、そこら辺も見ながら、できるだ
け早く登載するというふうな方向で進んでいきたいと思えますので、ご理解いただきた
いと思えます。

次に、60項目の中で公表するということでしたが、これにつきましても各種検
診等につきましては、こういう金額になりましたということでお知らせはしております
けれども、あらゆる機会を通じて市民の皆様方にお知らせしていくように引き続き頑
張っていききたいと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 14番高橋和子さん、再々質問ありませんか。

14番（高橋和子君） ありません。

議長（齋藤栄一君） 以上で14番高橋和子さんの一般質問は終了します。

次に、18番渡部功君の発言を許します。18番渡部功君。

【18番（渡部功君）登壇】

18番（渡部功君） 私は、8月24日に通告いたしております大項3点につきまして質
問してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは大項1点目であります地場産業の育成と雇用の確保について、お伺いいたし
ます。

9月定例議会初日、市長のお話の中に景気は回復傾向にあるとの報告がございました。

また、報道機関もそのように報道されているわけであります。

しかし、由利本荘市民が実感しているのはそうでありましょくか。きょうの魁新聞によりますと、県内の中小企業では、経営状況が悪いと答えているのが51.7%であります。景気はまだまだ回復されず、働きたくても仕事のないという人も現実にいるのであります。私の周囲にも解雇され仕事につくことができず、不安な毎日を送っている方がいらっしゃいます。

本市では、企業誘致に力を入れるとのことで企業誘致課を設け、市内の会社と関連のある企業への接触調査などを行っているようでありましょくが、引き続き最大限の努力をお願いしたいと思います。

また、それと同時に由利本荘市に、この地に根を張り、この地を支えてきた地場産業も数え切れなくあります。物流の世界がより早く、より広く、そして安く展開されるとともに、三次産業であります商業におきましては、全国的に展開していく大型店が地域の商業関係、産業を飲み込んでいくような時代でもあります。今まで地域を支えていただいたさまざまな産業をいま一度総点検し、問題点を整理し、創意工夫を加えることにより再生・育成を図り、一歩ずつ前進していくことが大事だと思うわけでありましょく。

また、それとともに時代にふさわしい新たな事業を起こし、起業家を育てるための情報、技術、資金等のバックアップできる環境づくりが必要と思ひます。これら地場産業育成に対する基本的な考えをお伺ひしたいと思います。

次に、新たな商品開発について伺ってまいりたいと思ひます。

由利本荘地域は全県的に見ましてもTDKなどを中心とした電子関連の企業の多い地域となっております。それに県立大学本荘キャンパスには、システム科学技術学部が創設されており、キャンパスの近くには本荘由利産学共同研究センターが設置されるなど、全面的な行政の協力のもと、産・学・官の連携体制ができあがっております。この連携体制と品目によっては民間の発想をも生かせる強力なプロジェクトチームをつくり、新商品の開発を促進させるべきと思ひますが、市長の考えをお伺ひいたします。

次に、雇用の確保と新卒者の定着について伺ってまいりたいと思ひます。

先に述べましたように、失業し、仕事が見つからず困っている方々がたくさんいらっしゃるわけでありましょく。一日も早く確かな職業につきたいと一生懸命なわけでありましょく。しかしながら、なかなか見つからないのが現状のようでありましょく。

中高年の方の中には、仕事が見つからないのであれば、家族と別れ県外に働きに出ることを考える方もいるようでありましょく。行政だけでできるわけではありましょくせんが、雇用の確保に全力で取り組んでいかなければならないと考えるわけでありましょく。

また、新卒者の中には、せっかく就職したのに数カ月で会社をやめてしまう方もとても多いのでありましょく。ある会社の経営者の話では、将来、会社の中心的な人材になってもらいたいと期待し、採用するのですが、長続きせずやめてしまう方が多く、新規採用は控えると話しております。この話を聞いて、私は随分もったいない話だなと思ひます。人は生きていくためには働かなくてはなりません。会社をやめる理由には、仕事が自分に合わなかったり、人間関係がうまくいかなかったり、いろいろ理由はあると思ひますが、これだけではない、若者が気づいていない、大人が伝えなければならぬ大切な部分があるのではないかと思ひました。私たち大人が伝えなければならぬ家庭や学校に

おける教育がそこにあるように思うのですが、この点に対する市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、大項2点目といたしまして、農業振興策について3点ほど伺ってまいりたいと思います。

1点目は、地域の目標となれる担い手の育成についてであります。

ことしの3月、政府は新たな食料・農業・農村基本計画を策定いたしました。その中心は、国際化の中で、今、品目ごとに取り組んでいた仕組みを品目横断的な対策に転換することで、その対象を一定の要件を満たした担い手にするとなっております。この担い手を地域ごとに、どのように確保し育てていくかが地域農業の維持、振興の決め手になるようであります。今、地域農業は、農畜産物の価格の低迷などにより経営が間に合わず、後継者が育ちにくい厳しい経営環境にあります。このような中で、野菜、果樹、花、畜産など、それぞれの経営をどのように取り組んでいけばよいか迷っている農家も多いのではないのでしょうか。由利本荘市内を見ても各分野において大成功なさっている方がたくさんいらっしゃいます。本当に頼もしく感じているわけであります。また、今チャレンジしようとしている方、チャレンジしている方もいると思います。その方々には、ぜひとも成功していただき、その方々が周囲の目標になっていただきたいものであります。身近なところに目標となる方がいることは、何よりも安心して取り組む大きな力になると思います。市としても農家の目標となる成功者を一人でも多く育成するために支援策を講ずるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、地域の担い手の明確化と確保対策について伺ってまいります。

先に述べましたように、政府は品目横断的な経営安定対策を19年度から導入いたします。この経営安定対策は、集落の合意に基づいた担い手の明確化と面的な利用集積を進めようとしているわけであります。この対策の具体的な内容につきましては、当初、夏から秋にかけて決まる予定でありましたが、衆議院の選挙の関係から遅れているようであります。しかし、この地域農業にとっては、今までにない厳しい内容になるようであります。集落の方々との話し合いの中で、担い手を明確化したり、集落営農などの地域ビジョンについて真剣に、そして早急に話し合いをしなければならない状況になっております。担い手として政策支援を受けるためには、担い手として認定農業者になるか、経理を一元化する計画を持っている営農組織に参画していかなければなりません。集落での話し合いをどのように進め、担い手を確保していこうとしているのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、この経営安定対策の支援を受けられない農家に、どのように対応していくか伺いたいと思います。

集落内においてだれが担い手になるかということは、とてもデリケートな話であります。そう簡単に進む話ではないと考えられます。ましてや経理一元化する集落営農につきましては、さらなる困難をきわめなければならないことが想像されます。集落によっては担い手の対象者のいないところも出てくるかもしれません。これら不幸にして安定対策を受けられなくなった場合、営農が厳しくなった地域の経営指導や農地の荒廃を防ぐための対策をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、大項3点目の学校教育について、日ごろ感じている素朴な疑問を3点ほど伺っ

てまいりたいと思います。

まず1点目は、少子化が進む中での効果的な教育の確立について伺います。

全国的に少子化が進んでおりますが、これほど少子化が進むと教育現場にもいろいろな歪みが生じてくるのではないのでしょうか。学校によっては効果的な教育環境の確保が難しくなるのではないかと心配になるときがございます。由利本荘市内の小学校21校の生徒数を見ますと、50人から100人の学校が8校、100人から200人の学校が6校、200人から300人の学校が2校、300人から400人の学校が2校、そして500人以上の学校が3校あります。市内小学生の現在の全生徒数は4,800人ほどであります。全体的には今後数年間は、大きく減少にはならないようではありますが、小規模校においては減少も進み、場合によっては複式学級も想定される学校もあるようであります。子供たちのための教育環境を高めるためには、学区の再編成や、場合によっては学校の統廃合をも必要になるかと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

2点目は、講師の先生について伺いたいと思います。

現在、由利本荘市内の小中学校には、管理職を除いた教諭が394名と講師の先生が53名いらっしゃいます。そして53名の講師の先生方が教壇に立って子供たちにご指導をいただいているわけでありまして。私の子供2人とも講師の先生にお世話になりました。生徒一人一人をよく観察し、子供たちのために一生懸命な先生方にめぐり会えて、のびのびと楽しい学校生活を送っていたようであります。私もPTAの役員をしておりまして、ほかの講師の先生にも接する機会が多かったのですが、情熱的で一生懸命な先生たちと出会い、頼もしく思ったものであります。

しかし、残念なことに講師の先生の任期は1年です。よい先生に出会えた子供たちが思っても1年過ぎてしまえば学校を去っていきます。また、親の中には自分の子供の担任が講師だとわかると、「何だ講師か、1年きりか」というような考えを持つ方もいます。せっかく立派な講師に来ていただいても、そのような誤解を受けたのではたまりません。子供と先生、先生と親、学校と家庭の信頼を高めるためにも、先生のためにも、単年度だけの採用ではなく、複数年の契約を検討すべきと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

3点目、最後になりますが、スポ少に対する学校の協力について伺ってまいりたいと思います。

我々の時代では経験のできなかつたスポ少活動ですが、少年期からスポーツに親しみ、心や体を鍛えることや友達づくりのために一生懸命頑張っている姿を見ますと、とてもうらやましく思ったりもいたします。しかし、ときどき感じることは、遅くまでの練習、休みごとの大会、練習試合などを見ていると、休む暇もなく随分疲れているのではないだろうか心配にもなったりいたします。スポ少が社会体育に移行してからしばらくの時間がたちます。社会体育として定着したようでもありますが、学校によって、あるいは種目によっては指導者の確保などに大変苦労しているようであります。指導者は仕事を持っている方が多いので、子供たちの授業が終わるころに学校に来て指導していただける方は少ないのです。スポ少の中には、5時過ぎに指導者が来てから練習に入るところもあるのです。当然練習が終わるのが遅くなり、子供の負担が大きくなるわけでありまして。この負担を少しでも少なくできないものでしょうか。指導者が来るまでの軽い練

習の部分、例えばバレーボールの場合は、ランニングやアップ、パス、トスなどの基本的なことは学校で協力できないでしょうか。以前、練習中にけがなどがあると指導者の責任を問う親もおりましたが、今は入団前にけがなどについて故意でない限り、指導者に責任を問わないことになっております。子供たちに安全で楽しいスポ少活動をしていただくためにも、学校側の今まで以上の協力をすべきと思いますが、教育長のお考えを伺いたします。

以上、大頂3点質問してまいりましたが、答弁の方よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 渡部議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1番の地場産業の育成と雇用の確保について、（1）の地場産業や起業家の育成対策は、（2）の新たな商品開発は、については関連がございますので一括してお答えいたします。

国内経済は、企業収益の改善や設備投資の増加が続いており、加えて個人消費も増加するなど、景気は緩やかに回復しております。しかし、当地域では、景気は一部持ち直しの動きが見られるものの依然足踏みの状態が続いております。

市では、関係団体と連携を図りながら地場産業の育成・支援を行っており、具体的には中小事業者が事業の拡張や設備投資、あるいは運転資金などの融資を受ける際の中小企業融資あっせん制度や売り上げ減少企業が融資を受けた時に保証料を補助する経営安定資金保証料補給制度等があります。

また、起業家の育成や新たな商品開発には、大きなリスクや時間を要することから、市ではベンチャー起業支援事業補助金制度により、意欲あるベンチャー起業家の育成や新製品開発の支援を行いながら、地域産業活動の活性化を図っているところであります。

なお、当地域の知的財産である県立大学や産学共同研究センターの活用が地場産業の活性化や新商品の開発を探る上では重要であると考えており、このため去る7月15日には産学共同研究センターを会場に、県立大学教授、産学共同研究センター職員、地元企業の経営者及び市の関係職員による産学官地域交流連携セッションを開催したところであり、今後も継続して開催しながら地域産業の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に（3）の雇用の確保と新卒者の採用後の定着率を高める対策についてお答えしますが、地域における雇用の状況は、ハローワーク本荘管内における有効求人倍率を見ても、7月末現在0.49倍と県平均の0.53倍を下回る厳しい状況となっております。

経済のグローバル化やIT産業の急速な発展は、製造拠点の海外進出を加速させ、とりわけ電子部品製造業が集積する当地域にとりましては、企業経営や雇用環境に大きな影響を及ぼしました。

雇用環境を改善する受け皿となるべき企業の進出は、現在の経済情勢の中では極めて難しい状況にありますが、市では企業誘致課を中心に誘致活動を行うとともに、前のご質問でもお答えしましたが、既存企業に対する支援を行いながら経営の安定と雇用の確保に努めているところであります。

また、新卒者の採用後の定着率を高める対策についてであります。高卒者の就職後

3年間で離職率が5割を超えた要因には、職業選択のミスマッチや労働条件が厳しかったりすることのほかに、フリーターという言葉が一つの職種のように定着し、会社をやめる抵抗感が薄れてきたことも背景にあると思われます。

このため、国や県とも連携しながらその対策に努めているところであり、具体的には若年者ワンストップセンターにおけるカウンセラーによる中高生への個別指導や個々に応じた就職支援プログラムの作成、矢島高校への就職支援員及びハローワーク本荘への専門相談員の配置、高校2年生を対象にした管内事業所での作業の実体験を行うジュニア・インターンシップ、市が行う高校生就職サポートセミナーなどがあります。

いずれにいたしましても次代を担う若者の地元への定着は地域の大きな課題であり、今後とも関係機関と連携を密にしながら、その対策にあたってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大きい2番の本市の農業振興について、(1)の地域の目標となれる担い手の育成、(2)地域の担い手の明確化と確保対策、(3)経営安定対策を受けられない農家への対応については関連がございますので、一括してお答えいたします。

平成19年に導入が予定される経営安定対策においては、一定規模の認定農業者や経理の一元化した集落型経営体などが新たな担い手としてこの支援の対象となっており、この担い手の明確化と確保対策が本市農政の喫緊の課題となっていることはご質問のとおりであります。

このため集落における合意形成のもと、認定農業者制度の活用により担い手を明確化し、産地づくり交付金などの重点的な配分や農地の集積・農作業受託を進め、農業で自立した地域農業の目標となる担い手の育成を図ってまいります。

さらに、単独では経営安定対策の対象とならない農家への対応として、中山間地域など農業の立地条件が厳しく、担い手不足が深刻化している地域では、小規模農家や兼業農家も担い手となる営農組織の一員となることができるよう、農地の利用集積を進め、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進してまいります。

また、由利本荘市合併により、本市全域が中山間地域の指定となったことから、中山間地域直接支払い事業を全市にわたって実施し、農地の保全対策と有効利用に努めてまいります。

次に、学校教育関係について、(1)・(2)・(3)ありますけれども、これにつきましては教育長がお答えいたします。

議長(齋藤栄一君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

教育長(佐々田亨三君) それでは、渡部功議員の教育委員会関係のご質問にお答えをいたします。

3の学校教育について、(1)少子化が進む中での効果的な教育環境の確立はについてでございますが、まず学校の統廃合については地域住民の意向を十分に踏まえて行うものであり、最近の急速に少子化が進む状況の中で、子供たちに対して、より充実した教育環境で学ばせたいという保護者や地域の強い願いのもとに実現されるものと心からしっかりと受けとめておるところでございます。

県教育委員会で昨年度に提案いたしました、あきた教育新時代創成プログラムにおい

て、標準的な学校規模は各学年で児童生徒が60人程度、学級数が小学校で2ないし3学級、中学校では2ないし4学級としておりますが、基本的には県教育委員会と同様に、ある程度の教職員数と児童生徒数が必要であると考えております。

しかしながら学校規模については、あらゆる角度からの検討が必要と思われます。実際、本市の状況を見ますと、100人以下の学校が北内越小学校を初め8校ございます。児童数は確かに標準規模を下回っておりますが、例えば石沢小学校では、平成11年より始まった県教育委員会の事業であるふるさと子どもドリーム支援事業を十分に活用し、地域の方とともに「ホタルの里づくり」を継続し、学校の活性化はもとより地域の活動として実施されております。また、上川大内小学校では、校内にふれあいルームを設置し、放課後に地域の方々と児童と一緒に学習したり、ふるさとを学んだりする活動を通して学校の活力を維持し、学習効果を上げております。

したがって、特色ある学校経営の実践や地域住民の意向を十分に踏まえながら、保護者や地域の願いにこたえられるような、活力のある学校づくりや学区の見直しに努めてまいりたいと思っております。

次に、(2)講師の先生の増加に対する対応は、ということについてでございますが、現在、出産休暇・育児休業・病気休暇等の補充のための臨時講師などのほかに、本県で推進してある少人数学習のための非常勤講師や軽度の障害を持ち通常学級に所属している児童生徒を支援したり、帰国子女等の日本語支援を行う非常勤職員を配置しております。特に近年は、少人数学習に対応するために加配される講師の割合が若干多くなってきております。講師は採用の関係上、1年限りの勤務を原則としており、県教育委員会では、得意分野や豊かな個性を持つ優秀な人材については、任期つき教諭として任用できる制度を検討しているところであり、保護者や学校の要望を十分に把握し、県教育委員会の職員の採用の動向を踏まえながら、教員の適切な配置を進めていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3の(3)スポ少に対する学校の協力について、お答えをいたします。

このことにつきましては、平成5年度ころからの秋田県における小学校児童の課外の運動部活動を学校体育から社会体育へ移行するとの方向づけにより、社会体育関係機関等と郡市校長会でよりよい指導体制のあり方に検討を加えながら平成8年度より実施に移された経緯がございます。

そのねらいとしては、地域に根差したスポーツ少年団活動の推進、地域における指導者の育成、そして学校の枠を超えた児童の参加種目の選択の自由などが挙げられます。

なお、スポーツ少年団活動への移行に際しては、地域でスポーツ少年団連絡協議会等を設置し、親の会、指導者、学校担当者、教育委員会が協議し、共通理解を図りながら活動を進めていくように配慮されております。

一方、学校においては、児童のスポーツ少年団活動に学校の担当者を決め、連絡調整や活動までの待ち時間の指導など、できる限りの協力体制をとってはおりますが、その運営と指導においては地域の指導者と親の会にお任せしているものであります。

また、先に述べました社会体育振興の趣旨にかんがみましても、各スポーツ少年団が実情に合わせながら練習時間等も含めて適切に運営していくことが肝要と考えております。

社会体育に移行してから既に10年が経過し、各団においても充実した活動が行われ、数多くの成果が現れているものと確信しておるところではございます。

今後スポーツ少年団活動に対しましては、その円滑な実施ができるよう、学校でもスポ少の練習時間が始まるまでの学習支援や試合の応援など、積極的な協力をいたしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（齋藤栄一君） 18番渡部功君、再質問ありませんか。18番渡部功君。

18番（渡部功君） それでは、二、三質問させていただきたいと思えます。

雇用の確保につきましては、特に若い方々が職に定着できますように、若い方々が定着しないことには、この地域の将来についても大きな問題になるわけでありまして、若い人たちの職場を確保することを努力していただきたいと思います。

それから2つ目の農業振興のことですが、この問題は今までと違って非常に大きなことだと私は受けとめております。例えば担い手の明確化がもしできなかつたりした場合にどうなるのかなということ想定した場合にですね、支援が受けられなくなるということ。今までとそんなに変わらないとかという、そういう簡単な問題ではなくて、非常に経営が厳しくなるよということなのであります。ですから、話し合ったけども集落の中で担い手もなかなか明確化できないし、集落営農もなかなか大変だということで、「んだか」というわけにはいかない事態になってきていることを本当に感じているのかなと。本来であれば、私は行政も農協も一緒になって、もう一度集落に入ってですね、この実態というものを伝えて、19年度から入るこの事業にきちんと対応していかないと大変なことになるんだということを感じていただきたいと思います。実は8月29日に認定農業者と全中と農水省との会合がありまして出席させていただきました。その折に、私としましてはこの地域の実情を考えて話したことは、非常に中山間地で経営的にも20町歩とかそういう単位ではなくて、もう10町歩単位で厳しいよと。そういう中で担い手が経営していくためには、所得保障なりを考えていかないと地方の農業は大変だよというようなことを述べさせてもらいましたが、とんでもないというような、冗談じゃないというくらいの厳しい返事です。そして一番心配しているのは、農協自体がそういう考え方にもうなっている。今までであれば国の政策であれば農協あたりがきちんと入って、いろんな形の中で抑えて柔らかくやってきたんですが、農協自体もその考えになってきているということですから、そんな甘くないですよということなのでありますので、その点をきちんととらえながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

答弁もあるようですから、いただきたいと思いますので、3分となりましたので1点に絞らせていただきます。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは渡部議員の再質問にお答えしますが、若者の定着について努力をせよというご意見でございますので、これまでも若者がやはりここで生まれて、ここで育って、ここに定着するというのが我々の悲願でございますので、これから多くの企業にも働きかけ、そういう意味で若者が定着できるように努力してまいりたいと、このように思います。

また、農業の振興であります。由利本荘市の基幹産業は農業だ、こううたいながら

も農業は大変厳しい情勢にあります。そしてその形態が、今、中山間地というふうに先ほどお答えしましたけれども、その中にすっぽり入る由利本荘市でありますので、何とかたまたま渡部議員の質問された、農協と行政がもっと突っ込んで農家の指導にあたられないのかというお話であります。そのとおりであろうかと思えます。ただ、この地域は前から純農村地帯でないがゆえに、農業と、そしてまた一般企業とのそうした兼ね合いもあって、なかなか難しい農業経営をしているわけであり。だけれども今、やはりそうした集落営農という、我々もこれまでやってきましたけれども、その集落営農というものを全面に出しながら、そして担い手がそこで育つような、そういう意識改革をしていかなきゃならないなというふうに思いますので、今後ともたまたま申されました農協とまた一体となって農業の推進に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 以上で18番渡部功君の一般質問は終了します。

次に、6番小松幸夫君の発言を許します。6番小松幸夫君。

【6番（小松幸夫君）登壇】

6番（小松幸夫君） 一般質問、初日の最後になりました。大変お疲れのこととは思いますが、少しの辛抱をお願い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

私は、8月24日に質問通告しておりました大項2点について質問をいたします。

1点目は、アスベスト被害対策ということについて質問いたします。

最近になってアスベスト被害が大きな社会問題となっております。新聞紙上などマスコミにも毎日のようにアスベストによる中皮腫の発症による死亡者が何十人とか、ある会社が見舞金を出したとか、いろいろな報道がされております。

皆さんご存じでしょうが、アスベストについて少し述べてみたいと思えます。

アスベストは、昔から石綿と呼ばれておりますが、繊維状の鉱物であります。この鉱物は、蛇紋岩系と角閃石系の2つに大別されますが、角閃石系の青石綿、そして茶石綿には、より毒性が強いことがわかっております。飛散しますと空気中に漂い、目に見えないほどの物質であります。発がん性があり、吸い込みますと肺や胸膜、腹膜などからがんを発生させたり、肺の機能を損なう石綿肺、いわゆるじん肺などになる恐れがある恐ろしいものであります。

ところで、この恐ろしいアスベストはどんなところに使用されているかということになりますが、アスベストは熱に強く燃えにくいということがまず第1点。また、2点目として電気を通さないということ。次に、薬品に強く腐食しないこと。また、曲げる力や引っ張る力にも強い。そして何といたっても価格が安いという特徴を持った鉱物であります。このため奇跡の鉱物と言われ、工業用から電気製品、日用品にいたるまで約3,000種類にもものぼる広い範囲で使われてきておるのが現状であります。特にアスベストの9割は天井や壁材、スレート瓦などの建築材として使われているのであります。

そこで、こんな深刻な被害の出る恐ろしいアスベストに対して、日本政府はどう対処してきたのかということになりますが、アスベストが発がん物質であるとアメリカで指摘されたのは、今から70年ほど前の1935年という早い時期であります。そして1964年には、アメリカのニューヨーク科学アカデミーの国際会議で、肺がん、中皮腫を発生させ

るとする警告が勧告として出されておるのであります。1972年には国際機関である世界保健機関や国際労働機関が、それぞれ危険性を指摘しているのであります。

しかし、日本では1960年代の高度経済成長期から、建物や製造現場でアスベストが大量に使われ、国際的にも危険がはっきりしてきた1970年代から90年代初めにかけてアスベスト輸入のピーク期を迎えているのであります。そして1930年代からの総計で990万トンが輸入されているというふうにあります。日本政府は、1971年にアスベスト製造加工工場での吸引防止策などを盛り込んだ特定化学物質等障害予防規則をつくりましたが、これは工場内だけであります。72年には、旧環境庁も委託調査で工場周辺住民の健康被害を認識していながら、89年まで排出基準をつくらなかったわけでありまして。やっと75年になってアスベスト吹きつけを禁止しましたが、しかし既に使われたアスベストの撤去は行わなかったわけでありまして。1995年になって毒性の強い青や茶の石綿を製造禁止にしましたが、これも回収は行わず、政府がアスベストを原則禁止したのは2004年、いわゆる昨年に入ってからであります。それでも代替品のないものは除かれ、完全禁止は2008年まで先送りされているのであります。特に建材では、ことし3月末時点でも繊維強化セメント板7万7,000枚、屋根用化粧スレート9,000平方メートル相当などの在庫があり、2004年10月以前に製造したものは経過措置として販売が認められているようであります。

このように国の対応は手ぬるく、大変なものであります。今一番問題になっているのは、長い潜伏期後に発病する肺がんや胸膜、腹膜からのがんである中皮腫であります。中皮腫は特にアスベストとの関係が非常に深く、国内で政府が統計を取り始めた1995年から昨年までの9年間で中皮腫で6,060人ものがんが死んでいるというのが現状であります。

アスベストについての特徴や外国や日本政府の対応について述べてみましたが、秋田県が8月22日にアスベストについて中間報告をし、県関連施設の12施設にアスベストが使用されていることが報告されました。また、その後も高校など2施設で使用されているのが見付き、立入禁止や立入制限なども行っております。

それでは身近な我が由利本荘市は、どうなっているかということになりますが、本市においても公共施設など調査されておられるようですが、本市のアスベスト使用の公共施設の調査による実態は、どうなっているのか。第1点目として市長にお伺いをいたします。

また、公共施設には教育委員会が管理の教育施設へのアスベスト使用はどうなっているのか、2点目としては教育長にお伺いをいたします。

また、アスベスト使用の公共施設があった場合、解体するときにアスベストを周辺に飛散させないことが重要であるというふうに考えます。アスベストの除去の計画と対策をどのように考えておられますか、3点目としてお伺いをいたします。

また、市民の住宅、作業小屋、会社などの建造物、スーパーなどの建造物のアスベスト使用の実態調査も行うべきというふうに私は考えますが、市民はアスベストが使用されているかどうか判別が難しいわけですから、市民の要望によって判別できる専門家を送り出すことなども必要であろうというふうに考えます。

また、市役所にアスベスト相談窓口を設ける対策も必要であると考えますが、その点、

市民の命と暮らしを守るべき立場のトップにおられます市長はどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

また、人の命を奪うこの恐ろしいアスベストを、在庫があるからとかということで完全禁止を2008年まで遅らせている国の対応は、とんでもない対応だというふうに私は考えますが、その点については市長はどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

次に、大項2点目ですが、農業振興対策についてお伺いをいたします。

ことしも農家にとっては喜ばしい実りの秋を迎えました。先月の8月1日には、合併後初めての由利本荘市水田農業推進協議会の設立総会が開かれ、水田農業ビジョンの策定や産地づくり計画などが話し合われております。旧市・町単位のその地域の産地づくり事業など、その地域地域の特色のある計画が組まれております。そういう中で地域水田農業ビジョン実現のためには、どうあればよいのかということになりますが、水田農業の振興方針の中で高品質・良食味米の安定生産による由利本荘米のブランドを確立するというふうにあります。私もこれからは高品質・良食味米の売れる米づくりが最重要課題であろうと考えます。そして、由利本荘米のブランドを全国に売り出すことが必要だと考えます。

そこで、市当局は高品質・良食味米の安定生産と由利本荘米のブランド確立に向け、具体的にはどのような技術や対策で実現するお考えか、その方策などについてまず最初に1点目としてお伺いをいたします。

次に、病害虫の防除体系についてであります。イモチ病やウンカ類の害虫防除については、ヘリ防除やラジコンヘリによる防除、また、共同での地上防除などが2回ほどは全市で行われているようであります。

しかし近年、本市内でカメムシ被害が多発し、農家が大きな損害を受けている例がたくさんあります。大内地域でも4年ほど前、大きなカメムシ被害を受けております。一昨年は矢島地域でカメムシ被害が多発し、1等米比率が53%台にも落ちたというふうに伺っております。カメムシ被害がどれくらいかということは、籾すりをし、玄米にしてみなければわからないのが現状であります。ですから、カメムシ被害の損害については、水稲共済の該当にもならず、農家の大きな損失となっているのが実情であります。カメムシ被害による等級基準は、1等米は1,000粒中1粒までで0.1%が1等米でございます。2等米は1,000粒中に3粒までで0.3%まぜてますと2等米になります。3等米は1,000粒中7粒までで0.7%、8粒以上になりますと等外となり、価格は非常に安くなるものであります。ですから、カメムシ被害を大きく受けた翌年から、大内地域では全域でカメムシ対応の全地域一斉航空防除を3回目として実施しております。その結果、実施後は大きなカメムシ被害もなく、農家は大変喜んでいられる事業であります。

そこでよく言われるのが公金を使った場合の費用対効果ということですが、大内地域の例を述べてみますが、航空防除費用の3分の1を公金で助成をし、500万円ぐらい出してあります。残り3分の2は農家が1,000万円ぐらいを負担したところで事業が行われてあります。およそ1,500万円ぐらいの事業費で行われているわけであります。

そこで、カメムシ被害による生産販売額の積算を見てみますと、品種は7割を作付けしているひとめぼれの価格で計算した場合、平成17年度産米、ことしですが、予約数量

60キロで9万8,280俵で11億5,282万4,400円となります。これがカメムシ被害での損失計算で90%から50%で見えますと、8,176万8,960円であります。これに高品質加算1袋700円とこだわり米加算300円がつかみませんので、加えますと1億2,108万1,000円となります。市の助成金500万円、農家負担が1,000万円で、1,500万円をかけて1億2,000万円の減収を抑えることができるわけであります。

また、J A秋田しんせい管内全部で見えますと、17年、ことしですが、産米予約数量60キロで71万4,000俵で86億3,868万6,000円あります。これを同じように損失計算90%から50%で見えますと、6億1,512万5,280円となります。これに高品質加算700円とこだわり米加算300円を加算しますと、何と9億8,640万5,000円となるわけであります。これがカメムシ被害の損失であります。

また、そのほかに仮渡金での積算であり、価格下落に伴う補てん金など助成対象にも影響し、さらに価格差は広がるというふうにあります。作付面積8,978ヘクタールで10アール当たり600円を掛けますと5,386万8,000円がさらに減収となるというふうになります。これがカメムシ被害の損失をJ A大内支所で計算したものであります。

J A秋田しんせい管内で10億円近いカメムシ被害が出ても水稲共済の対象にもならなかったら、農家にとっては大変なことであります。私は、本市の水田農業ビジョンにもあるように、高品質・良食味米の安定生産による由利本荘米のブランド確立のためにも、また、費用対効果の面から見ても、ぜひ来年度から全市で実施するような方向で検討すべきだと考えるわけですが、その点について市長はどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

次に、今、農業に関して一番輝いて活気のあるのが直売所だというふうに言われております。また、県では安全で安心な、そして新鮮な農産物を地元で消費する、いわゆる地産地消を推し進めるための行政指導なども行っております。それにこたえ、旧大内町の産業課の指導で直売所の会員を中心に、学校給食用畑をつくり、学校給食担当職員や直売所の会員との話し合いを持ち、安全で安心な、そして新鮮な農産物を子供たちに供給しております。これも強いその当時の町の行政指導があったからであります。

しかしながら、いろいろ聞いてみますと、本市の全域では、全部うまく行われてはいないようであります。そのことは、その当時の行政指導によるものと私は考えます。由利本荘市全域で地元で採れた安全で安心な、新鮮で、そして安い農産物が全部の学校で給食としていただけるように、市は直売所会員の指導や支援、また、直売所がないところはつくるように指導・支援を行うべきだというふうに私は考えますが、その点市長はどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

以上、大項2点について質問いたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、小松幸夫議員のご質問にお答えします。

最初に、アスベスト被害対策についてのアスベスト使用の公共施設の実態と対策についてであります。 と については公共施設のアスベスト使用についてであり、関連がございますので一括してお答えしますが、教育施設にかかわる と のご質問については教育長がお答えいたします。

飛散性アスベストによる健康被害の全国的な広がりを受け、本市においてもいまだ対策のとられていない施設もあると考えられることから、緊急に調査を行ったところであります。

対象は、アスベストを含んだ吹きつけ材が使用された可能性のある昭和30年から昭和63年まで建設された公共施設について、国・県の指導のもと竣工時期、設計図書等の有無について調査を行ったところであります。その結果、公共施設168件については、昭和63年以前に建築された施設であることがわかりました。

今後は、早急に設計図書をもとにして吹きつけ材の商品名、使用された時期等について、設計図書がない施設については現地での目視等による調査を行い、さらに吹きつけ材の使用が認められた施設については、専門の測定機関への含有分析と粉じん濃度測定の調査依頼を行います。

なお、調査の結果、アスベスト使用が検出された場合は、立入制限等の措置をとりながら、吹きつけ石綿を全部取り除く除去や封じ込め並びに囲い込みの工法により安全な施設にするための対策を緊急にとってまいります。

の市民の住宅、作業小屋、会社などの建造物、スーパーなどの建造物のアスベストの使用の実態調査と対策は、についてであります。アスベストによる健康被害が報じられ社会問題となっている昨今、建築物に使用されたアスベストについても、その影響が懸念されることから、先般、秋田県より一定の要件にあてはまる建築物をリストアップするよう緊急の調査依頼があり、130棟をリストアップし、報告したところであります。

これは、建築物の所有者または管理者による自主点検及び改善を促すため、昭和31年から昭和63年までに施工された民間建築物のうち、おおむね1,000平方メートル以上の大規模な建築物を対象にしたものであり、その結果に基づき、必要に応じて所有者等に対し、改善を指導するなどの適切な措置を講じることとなっております。

また、市民への対策といたしましては、健康被害に関する相談、一般住宅でのアスベスト使用状況や解体に伴う建築物対策、アスベスト廃棄物の処理に係る廃棄物対策などが挙げられますが、健康相談及び廃棄物対策に関しては、秋田県由利地域振興局の福祉環境部が、また、建築物に関しては同じく建設部が相談窓口となっており、市といたしましてもそれぞれの担当部署が県と緊密な連携を図りながら、市民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、アスベスト除去に対する融資や援助につきましては、全国市長会が関係省庁に対し、財政的な支援措置を初めとする諸対策について早急に講じられるよう要望しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国はアスベストの完全使用禁止を2008年としているが、どう考えるかについてでございますが、海外では1900年代初頭にアスベストによる健康被害が報告され、72年に世界保健機関が発がん性を指摘すると、欧米ではいち早く全面禁止する動きが広まりました。

日本でも75年、アスベストの吹きつけ作業が原則禁止されましたが、代替えが困難であることや安全管理の徹底などを理由に、使用禁止に向けた動きは鈍いものでありました。

しかし、アスベスト問題は労働者の健康に係る労災のみならず、一般市民にも影響を及ぶ公害ではないかとクローズアップされてきております。

こうした状況から、全国市長会では、国と自治体が相互連携を一層強化し、国民の不安解消を図るため十分な情報提供を行うことや専門的な相談支援体制の確立、自治体が関係住民の継続的な健康診断に取り組めるような技術的、財政的支援措置の構築、法律に基づく補償対象措置及び規制の拡充、監視体制の強化を初め、全面使用禁止についても緊急要望しております。

本市においてもアスベスト問題の重要性にかんがみ、諸対策の早期実現や全面使用禁止について、機会あるごとに関係機関に対し訴えてまいりたいと存じます。

次に、農業振興対策について、地域水田農業ビジョン実現のために、 の高品質・良食味米の安定生産をどう実現するかについてでございますが、本市農業の基幹である稲作は、米価の低落に加え、WTO農業交渉による関税率の引き下げなど米を取り巻く状況は厳しさを増しております。

このような状況の中で本市農業にとって良質米生産による売れる米づくりの推進は必要不可欠であります。

本市においては、JA秋田しんせいと連携し、土づくり実証米の計画的生産拡大を積極的に推進し、大地の息吹の散布や堆肥の投入に対しての助成を推進し、良質米生産体制の整備により、稲作農家の経営安定を図るとともに、由利本荘米ブランド確立に努めてまいります。

また、農業者みずからが各種研修等を通し、営農技術を向上させることがブランド確立に強く求められることから、地域農業者の各種研修等に対する補助事業につきましても積極的に支援をしてまいります。

次に、 の病虫害防除体系の確立、特にカメムシ防除対策について、お答えしますが、病虫害防除につきましては、由利本荘市病虫害防除協議会を5月9日付で設立し、本年度の一斉防除を各支部ごとに行ったところであります。

カメムシ被害につきましては、1等米比率の低下に大きく影響することはご指摘のとおりであり、多くの支部では、カメムシ注意報や警報が発令された際の対応は、出穂後7日から10日の間に穂イモチとカメムシ防除を同時に行い、薬剤の効果が2週間と短い期間であるため、薬剤の効果が切れる後に2回目の防除を実施してまいりました。

また、旧大内町では、県の水稲採種圃として指定されていることなどから万全を期すため、穂イモチ防除を含め3回の散布を実施してきたのが現状であります。

今後は、農家の防除負担を極力少なくすることや安全な米づくりを目指すためにも、カメムシ防除は1回の防除で対応できる薬剤の導入について検討してまいります。

第3回目の防除に対する補助金は、地域格差をなくしていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても防除回数や薬剤等を決定する防除計画は、由利本荘市病虫害防除協議会の各支部で協議し決定されることとなりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、 の地産地消を推進する直売所などへの支援についてお答えしますが、地産地消を推進する直売所は、新鮮な野菜を供給できる施設として、また、安心・安全な食への取り組みとしても注目され、消費者からのニーズが高まってきていることから、市内

には現在21の直売所が開設しており、また、本年の8月には由利地域でJA秋田しんせい由利総合支店内に新たにオープンし、他の直売所とともに消費者から好評を得ておるところであります。

直売所の建設につきましては、県及び市の補助金を交付するとともに、運営につきましてもこれまで以上にオブザーバーとして継続支援してまいります。

以上であります。

議長（齋藤栄一君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 小松幸夫議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

（1）のアスベスト使用の公共施設の実態と対策についての本市の教育施設へのアスベスト使用の実態は、についてですが、9月2日に市長の諸般の報告でも申し上げましたが、西目小学校に設置しております西目学校給食共同調理場の天井裏吹きつけ材の石綿含有分析を行ったところ、8月26日に青石綿で36.5%の定量で、また、調理場の空気中における石綿粉じん濃度測定調査の結果は、石綿が大気汚染防止法施行規則の敷地境界基準、1リットルにつき10本であるのに対し、0.2本未満と極めて微量であることが8月31日に確認されましたが、今後の安全性をより一層確保するため除去工事に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、除去工事期間中の西目幼稚園と西目小・中学校の約700人の給食確保につきましては、本荘南中学校と鶴舞小学校で食数を確保し、できるだけ早期に学校給食が安全に再開できるよう努力してまいります。

また、社会教育施設や体育施設につきましても学校施設同様に建築当時の設計図書等による確認調査を行っており、その結果に基づき対応いたすこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（齋藤栄一君） 6番小松幸夫君、再質問ありませんか。6番小松幸夫君。

6番（小松幸夫君） 2つぐらい再質問させていただきます。

ただいま教育長からご答弁いただきましたけれども、また、市長からも初日の2日に諸般の報告で述べられてあるんですが、西目の小学校では、特に毒性の強い青石綿ということでびっくりしているんですが、この飛散の状態が少ないからということで、少なくとも刺さるのはそんなに少ないのが刺さってもがんになるんですから大変危険だというふうに報道されております。除去するということですので、よかったなというふうに思っておりますが、この危険な物質であるために除去費用がものすごく高くなっているというのが現状のようであります。県もきのうのあたりでは、県知事がいくらか助成するというようなこともテレビなどで報道しているんですが、どうなるかはわかりませんが、できる限り飛散しないように、安全に気をつけながら除去していただきたいというふうに思います。

それから、教育長も市長も建物の壁とかそういうところだけの調査みたいに私はご答弁が聞こえるんですが、特に教育長に言いたいのは、調査範囲をもっと広げるべきだというふうに思います。というのは、学校で使っている理科の実験の教材、科学ですか、そういうものにも使われている。学校給食の炊事をする道具にも使われているというふうに言われていますから、もっともっと調査をしてもらいたいというふうに思います。

県でも今まで出ていたほかにも分析しなきゃわからないというふうに言われていますから、専門の分析が大切だというふうに思います。市長の答弁では、そういうものに回して分析するという事ですので、建物だけでなく、大いに分析、きちっとしてもらいたいなというふうに思います。

また、私が質問の中で言いました市民の不安を解消するためにも、市役所にその市民の相談窓口をつくってもらいたいと、アスベスト対策の窓口が必要だと、何課でも何部でもいいし、それなりの知識のある人を置いて、そういう対応をしてもらいたいと思いますが、あと3分ですのでこれで終わりますが、市長からそういう考えはあるかないかお伺いをいたします。

議長（齋藤栄一君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） ただいま小松議員から再質問いただきました。

県ではという話で助成の話出まして、私まだ新聞も何も情報を得ておりませんが、いくらかどころでなくて大幅に県の方として支援していただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、建物だけじゃなくての分析をと。例えば学校等でそうしたものの等があれば、当然対応していかなきゃならないし、また、相談窓口のことでございますが、当然相談窓口として市民に不安を与えないような対応をしてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（齋藤栄一君） 以上で6番小松幸夫君の一般質問は終了します。

議長（齋藤栄一君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時36分 散 会

